

入札公告（説明書）

令和3年8月5日

東日本高速道路株式会社 新潟支社長 水口 和之

次のとおり条件付一般競争入札に付します。

本件競争入札については、あらかじめ東日本高速道路株式会社（以下、「NEXCO 東日本」という。）が配布した入札者に対する指示書、仕様書等の契約図書その他関係法令に定めるもののほか、この『入札公告（説明書）』に記載のとおり実施します。

なお、本工事は、監督員と受注者双方が工程調整を行うことにより、週休2日を達成するよう工事を実施する「週休2日推進工事（発注者指定方式）」である。

また、本工事は、工期設定の根拠とした工事に必要な関係機関との協議、地元協議、用地確保等の進捗状況を踏まえた工事工程表を開示することにより、適切な工期設定の取組みを行う「工事工程表開示試行工事」である。

第1 基本事項（調達手続の概要）

- | | | |
|-------|-----------|--|
| 1-1. | 契約件名（工事名） | 北陸自動車道 親不知トンネル受配電自家発電設備更新工事 |
| 1-2. | 契約責任者 | NEXCO 東日本 新潟支社長 水口 和之 |
| 1-3. | 契約担当部署 | NEXCO 東日本 新潟支社 技術部 調達契約課 (住所) 〒950-0917 新潟県新潟市中央区天神 1-1 (電話) 025-241-5116 (Mail) ki-r-niigata@e-nexco.co.jp |
| 1-4. | 競争契約の方法 | 条件付一般競争入札 |
| 1-5. | 競争参加資格の確認 | 事前審査方式（通知型） |
| 1-6. | 入札の方法 | 電子入札 |
| 1-7. | 落札者の決定方法 | 総合評価落札方式（工事实績評価型 実績Ⅱ型） |
| 1-8. | 見積活用方式の有無 | 有 |
| 1-9. | 工事費内訳書の提出 | 必要 … 入札者に対する指示書[13] [16] を参照のこと |
| 1-10. | 入札保証 | 不要 |
| 1-11. | 履行保証 | 必要 … 入札者に対する指示書[29]を参照のこと |
| 1-12. | 契約書の作成 | 必要（作成方法については落札者と協議する）…入札者に対する指示書[30]を参照のこと |

1-13. 契約図書

(1) 本件工事請負契約の内容となる契約図書は次のとおりとする。

なお、本件競争入札に参加を希望する者（以下、「競争参加希望者」という。）及び契約責任者は、契約図書に拘束されることとし、その定める事項を遵守しなければならない。

- | | |
|----------------|---|
| ① 入札公告（説明書） | 本書 https://www.e-exco.co.jp/bids/public_notice/search_service |
| ② 標準契約書案 | https://www.e-nexco.co.jp/bids/doc_download/ 【施設工事契約書】を使用すること |
| ③ 入札者に対する指示書 | https://www.e-nexco.co.jp/bids/doc_download/ 【電子入札】を使用すること |
| ④ 共通仕様書 | https://www.e-nexco.co.jp/bids/doc_download/ 【特記仕様書記載の共通仕様書】を使用すること |
| ⑤ 特記仕様書 | https://www.e-nexco.co.jp/bids/electron/ |
| ⑥ その他契約（発注用）図面 | https://www.e-nexco.co.jp/bids/electron/ |

等

- ⑦ 金抜設計書 <https://www.e-nexco.co.jp/bids/electron/>
 - ⑧ 競争参加資格確認申請書 本書の別紙様式 1-1 のとおり
 - ⑨ 入札書 電子入札システムの様式のとおり
 - ⑩ 工事費内訳書 上記⑦の金抜設計書により作成する
- (2) 競争参加希望者は、上記(1)に示す契約図書について内容を十分に確認し理解する必要がある、その内容を承諾のうえで本件競争入札に参加しなければならない。
- (3) 競争参加希望者は、上記(1)の①から④に示す契約図書については、NEXCO 東日本のホームページよりそれぞれダウンロードして取得すること。
- (4) 競争参加希望者は、上記(1)の⑤から⑧に示す契約図書については、NEXCO 東日本の電子入札システムにログインした上でダウンロードして取得すること。
- ただし、やむを得ない事由により、上記交付方法による取得ができない競争参加希望者に対しては、契約責任者が指定する方法（CD-R 配布等）により交付するので、上記 1-3. 契約担当部署へその旨申し出ること。
- 契約図書の交付期間は、**別表 1『契約手続き日程』** のとおり

第 2 調達手続に付する事項（工事概要）

2-1. 工事概要

- | | | |
|------------|--|--|
| (1) 工事場所 | 北陸自動車道 | 自) 富山県朝日町月山 (朝日 I C) 至) 新潟県上越市大字富岡 (上越 I C) |
| (2) 工事内容 | 本工事は、受配電自家発電設備等の更新を行うものであり、これに伴う機器製作、撤去据付、配管配線、試験調整等の工事を行うものである。 | |
| (3) 工事概算数量 | 受配電設備（更新） | 6 箇所 |
| | 自家発電設備（更新） | 6 箇所 |
| | 直流電源設備（更新） | 6 箇所 |
| (4) 工期 | 契約保証取得の日の翌日から 1230 日間 | |

2-2. 余裕期間制度

本工事は、共通仕様書 1-12「着工日」の規定によらず、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり、発注者の示した工事着手期限までの間で、受注者の工事の始期を任意に設定することができる。

余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を設置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、現場事務所等の設置、資材の搬入、仮設工事または測量等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

契約締結後において、余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、「工事打合簿」を監督員に提出し協議の上、工事に着手することができるものとする。

余裕期間（工事着手期限）：契約保証取得の日の翌日から 60 日間

第 3 調達手続に参加するための条件等

3-1. 競争参加資格

本件競争入札に参加することのできる者（以下「入札者」という。）は、次に示す事項をすべて満たす者とし、下記 3-3. に示す「競争参加資格確認申請書」を契約責任者に提出した競争参加希望者のうち、契約責任者が競争参加資格があると認めた者とする。

- (1) 審査基準日（下記 3-3. に示す「競争参加資格確認申請書」の提出期間の最終日をいう。以下同じ。）において、NEXCO 東日本の契約規程実施細則第 6 条（入札者に対する指示書[2]を参照のこと）の規定に該当しない者であること。
- (2) 開札時において、工事種別「受配電設備工事」に係る NEXCO 東日本の『令和 3・4 年度工事競争参加資格』を有する者（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、対象工事の工事種別に係る競争参加資格の再認定を受けていること。）であること。
- (3) 審査基準日において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（ただし、当該申立てに係る手続開始の決定後、あらためて競争参加資格の再認定を受け、上記(2)に示す条件を満たす場合を除く）
- (4) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、NEXCO 東日本から「地域 4（新潟支社が所掌する区域）」において競争参加資格停止を受けていないこと（NEXCO 東日本が「地域 4（新潟支社が所掌する区域）」において講じた競争参加資格停止期間（期首及び期末の日を含む）との重複がないこと）。
- (5) 審査基準日において、平成 18 年度以降に元請として完成及び引渡しが完了した下記同種工事の施工実績を有すること。
ただし、当該工事を共同企業体の構成員として施工した場合は、出資の割合（出資比率）が 20% 以上である場合に限り施工実績として認める。

同種工事：1 受電箇所において、複数の負荷設備に電力を供給し、停電時に一部の負荷設備を自動的に発電設備に切替える機能及び遠方監視制御のための外部入出力機能を有する高圧受配電設備について、下記①から③に示す全てを実施した工事

①機器の製作（自社又は委託製作）

②機器の設置

③試験調整

また、本工事の競争参加資格においては、NEXCO 東日本が発注した、「確定した判決又は公正取引委員会による課徴金納付命令若しくは排除措置命令において独占禁止法違反行為があったとされる工事」の施工実績は、企業の施工実績として認めない。

さらに、工事成績評定点合計（以下、「評定点合計」という。）を発注者から通知されている場合で、次のイ)又はロ)に該当する工事は施工実績として認めない。

イ) NEXCO 東日本又は旧日本道路公団の工事については、評定点合計が 65 点未満の工事

ロ) 上記以外の高速道路会社、国又は地方公共団体等の工事においては、評定点合計が一定点数未満であるため当該発注機関の競争入札において施工実績として認めていない工事

- (6) 平成 18 年度以降に元請として完成及び引渡し完了した工事において、主要機器に係る納入実績を有すること。又は競争参加希望者が本工事において設置する主要機器の製造予定業者が同種機器に係る納入実績を有すること。

同種機器：1 受電箇所において、複数の負荷設備に電力を供給し、停電時に一部の負荷設備を自動的に発電設備に切替える機能及び遠方監視制御のための外部入出力機能を有する高圧受配電設備

- (7) 主要機器の故障、システムの機能障害時に、NEXCO 東日本からの連絡に対し 24 時間体制で迅速な修理及び復旧に必要な技術的助言、必要部品の手配等の支援を行う体制があること。
- (8) 令和元年度・令和 2 年度に完成した NEXCO 東日本における「受配電設備工事」の工事成績の平均点が 2 年連続で 65 点未満でないこと。
- (9) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、下記に示す本工事に係る設計業務等の受注者、当該設計業務等の下請負人、又は当該受注者若しくは下請負人と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

なお、「資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次のいずれかに該当する者である。

- 1) 当該受注者若しくは下請負人の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者。
- 2) 当該受注者若しくは下請負人の代表権を有する役員が代表権を有する役員を兼ねている者。

・本工事に係る設計業務等の請負人

- ・令和 3 年度 保全点検業務等（上越管理事務所管内 R2 電気設備設計業務）
（受注者：株式会社ネクスコ・エンジニアリング新潟）

- (10) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、下記に示す施工管理業務の請負人、当該施工管理業務の担当技術者の出向・派遣元又は当該請負人、担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者として、本工事若しくは調査等の発注に参与した者でないこと、又は現に下記に示す施工管理業務の請負人、当該施工管理業務の担当技術者の出向・派遣元又は当該請負人、担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

なお、「資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次のいずれかに該当する者である。

- 1) 当該請負人若しくは担当技術者の出向・派遣元の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者。
- 2) 当該請負人若しくは担当技術者の出向・派遣元の代表権を有する役員が代表権を有する役員を兼ねている者。

・施工管理業務の請負人

- ・令和 3 年度 保全点検業務等
（受注者：株式会社ネクスコ・エンジニアリング新潟）

- (11) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、当該関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、入札者に対する指示書 1 [1] 「入札手続の公正性・透明性の確保に関するお願い」の②（1）の記載に抵触するものではないことに留意すること。

① 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- 1) 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- 2) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

② 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、1) については、会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- 1) 一方の会社等の役員（以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- 2) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人（以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下同じ。）を現に兼ねている場合
- 3) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

【役員等の定義】

会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。

- i) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - a 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取

締役

- b 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- c 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役
- d 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- ii) 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- iii) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
- iv) 組合の理事
- v) その他業務を執行する者であって、i) ～iv) までに掲げる者に準ずる者

【管財人の定義】

民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人

③ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合（同一の者が複数の特定 J V の構成員である場合は、当該関係があるものとみなす。）。

3-2. 競争参加資格確認申請書の作成

(1) 競争参加希望者は、次に示す「競争参加資格確認申請書（以下、「申請書」という。）を作成しなければならない。また、作成にあたっては、別添「技術資料作成説明書」に従うこと。

なお、技術資料に記載した内容を証明する書類については、申請書提出時に添付する必要はない。**ただし、「災害時の協力実績」については、申請書提出時に証明する書類を添付すること。**

| 申請書（様式） | | 記載事項 | |
|---------------------|---------------|--|--|
| 競争参加資格確認申請書〔様式 1-1〕 | | 必要事項を記載のうえ記名すること その他補足事項については、入札者に対する指示書[9]〔3〕①を参照のこと | |
| 技術資料の提出について〔様式 1-2〕 | | 必要事項を記載のうえ記名すること | |
| 技術資料（様式 2） | 求める実績等 企業に | 企業の同種工事の施工実績 | 上記 3-1. (5) に示す「同種工事」を満たす施工実績を記載すること |
| | | 製造予定業者の主要設置予定機器の納入実績及び保守技術支援体制 | 上記 3-1. (6) に示す「同種機器」を満たす納入実績について記載すること 上記 3-1. (7) に示す「保守技術支援体制」について記載すること |
| | | 同一工事種別における表彰実績 | 平成 23 年 4 月 1 日以降の NEXCO 東日本からの表彰実績を記載すること |
| | | 品質管理、環境及び労働安全衛生マネジメントシステムの取得状況 | ISO9001、ISO14001、COHMS 又は ISO45001 の取得状況を記載すること |
| | | 災害時の協力実績 | 平成 23 年 4 月 1 日以降の NEXCO 東日本における災害時の協力実績を記載すること |
| | | 若手・女性技術者の配置 | 若手技術者及び女性技術者の配置計画を記載すること |

(2) 競争参加希望者は、申請書の作成にかかる留意事項及び補足事項として、入札者に対する指示書[9]を参照のこと。

3-3. 競争参加資格確認申請

(1) 競争参加希望者は、本件競争入札に参加するため、次に示すとおり競争参加資格確認申請を行わなければならない。また、申請にあたっては、別添「技術資料作成説明書」に従うこと。

- ① 提出期間 **別表 1『契約手続き日程』** のとおり
- ② 提出場所 上記 1-3. 契約担当部署のとおり

③ 提出方法

電子入札システムにより提出すること。

※ 申請書類が添付可能な総容量を超える場合など電子入札システムによれない場合は**書留郵便等^(注)又は電子メール**による提出とし、入札者に対する指示書[9]を参照のこと。

(注) 書留郵便等とは、郵便又は信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律第2条2項）のうち、受領署名又は押印を必要とする方法を指します。（入札者に対する指示書冒頭の「お知らせ」を参照。以下、同じ）

① **書留郵便等**による提出の場合

作成した申請書を2部（正1部、副1部）、**書留郵便等**により提出すること。

② **電子メール**による提出の場合

担当者連絡先届（「入札者に対する指示書様式」）で指定した電子メールアドレスより、作成した申請書を契約担当部署宛アドレス`<<ki-r-niigata@e-nexco.co.jp>>`に提出すること。

なお、電子メールによる提出の場合は、申請書への押印は省略可能である。ただし、担当者連絡先届により指定したメールアドレス以外での電子メールによる提出は受け付けないので注意すること。

④ 提出書類

上記3-2. 競争参加資格確認申請書の作成により作成した「申請書」
なお、提出されたデータのファイル形式の誤りなど、形式的かつ軽微な誤りに限り、追加提出等を認める場合があります。（※申請書の記載漏れ等による追加提出は認めません）

(2) 競争参加希望者は、競争参加資格確認申請にかかる留意事項として、入札者に対する指示書[9][2]を参照のこと。

3-4. 競争参加資格の確認

(1) 契約責任者は、競争参加希望者からの競争参加資格確認申請に基づき、当該競争参加希望者の競争参加資格の有無その他必要な事項について確認を行い、次に示すとおりその確認結果を通知する。

※確認結果通知予定日 **別表1『契約手続き日程』**のとおり

(2) 上記(1)に示す確認結果通知の内容に疑義がある競争参加希望者は、契約責任者に対し、その説明請求をすることができる。

なお、説明請求にかかる事項については、当該確認結果通知において示す。

(3) その他競争参加資格の確認にかかる留意事項として、入札者に対する指示書[10]及び[11]を参照のこと。

第4 総合評価落札方式

4-1. 総合評価落札方式の概要

総合評価落札方式（工事实績評価型 実績Ⅱ型）とは、「上記3-3. 競争参加資格確認申請」において提出された技術資料に基づき技術的な評価（技術評価）と契約制限価格の制限の範囲内で入札を行った入札者の入札価格に基づく価格評価をそれぞれ行い、これらを総合的に評価することによりNEXCO 東日本にとって最も有利な者を落札予定者と決定する方式をいう。

なお、落札予定者の決定方法は、下記6-3. 落札予定者の決定に示す。

4-2. 技術評価の評価項目等

技術評価を行うため入札者に提出を求める技術資料及び配点は次のとおりとし、技術評価の配点合計は10点とする。

なお、NEXCO 東日本が発注した、「確定した判決又は公正取引委員会による課徴金納付命令若しくは排除措置命令において独占禁止法違反行為があったとされる工事」の企業の同種工事の工事成績、同一工事種別における表彰実績は評価しない。

(1) 技術資料に関する技術評価点

| 評価項目 | | | 配点 | |
|------------|----|--|--|-----|
| 施工の 確実性 | 企業 | 同種工事の工事成績 〔様式2〕 | 平成23年4月1日以降のNEXCO 東日本、中日本、西日本、その他の公的機関における実績 | 4点 |
| | | 同一工事種別における 表彰実績〔様式2〕 | 平成23年4月1日以降のNEXCO 東日本における実績 | 1点 |
| | | 品質管理マネジメントシステム、環境マネジメントシステム、労働安全衛生マネジメントシステムの取得状況〔様式2〕 | | 2点 |
| 施工の円滑性 | | 災害時の協力実績（緊急災害復旧工事の施工実績）〔様式2〕 | 平成23年4月1日以降のNEXCO 東日本における実績 | 2点 |
| 担い手確保 | | 若手・女性技術者の配置〔様式2〕 | 若手技術者・女性技術者の配置計画 | 1点 |
| | | | 技術評価点（満点） | 10点 |

4-3. 技術評価

(1) 契約責任者は、上記3-4. 競争参加資格の確認において、競争参加資格の確認の他、技術資料に基づき次に示す基準に基づき評価する。

なお、評価した内容は、落札者決定後入札状況調書において公表を行う。

| 評価項目 | | | 評価基準 | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------------------------|-----------------------------|---|--|--|----------|--|-----|---|--|----------|-----------------------|--|--|-----------------------------|---|-------------------------------|-----|-----|
| 施 工 の 確 実 性 | 企 業 | 同種工 事の工 事成績 | 提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。 工事成績評価の対象とする同種工事： 1受電箇所において、複数の負荷設備に電力を供給し、停電時に一部の負荷設備を自動的に発電設備に切替える機能及び遠方監視制御のための外部入出力機能を有する高圧受配電設備について、下記①から③に示す全てを実施した工事 ①機器の製作（自社又は委託製作） ②機器の設置 ③試験調整 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">評価基準</th> <th>評価点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2"> $\text{評価点} = \text{配点 (4点)} \times \frac{(\text{同種工事实績の工事成績 評定値} - 70)}{20} \times \text{係数 } a$ (評価点の算定値は小数第4位以下を切り捨てとする) </td> <td rowspan="3">0～4 点</td> </tr> <tr> <td colspan="2">係数 a 同種工事の発注機関及び受渡し時期</td> </tr> <tr> <td></td> <td>同種工事实績の受渡しが平成28年4月1日以降である場合</td> <td>同種工事实績の受渡しが平成28年3月31日以前かつ平成23年4月1日以降である場合</td> </tr> <tr> <td>① 同種工事实績がNEXCO 東日本、NEXCO 中日本、</td> <td>1.0</td> <td>0.5</td> </tr> </tbody> </table> | | 評価基準 | | 評価点 | $\text{評価点} = \text{配点 (4点)} \times \frac{(\text{同種工事实績の工事成績 評定値} - 70)}{20} \times \text{係数 } a$ (評価点の算定値は小数第4位以下を切り捨てとする) | | 0～4 点 | 係数 a 同種工事の発注機関及び受渡し時期 | | | 同種工事实績の受渡しが平成28年4月1日以降である場合 | 同種工事实績の受渡しが平成28年3月31日以前かつ平成23年4月1日以降である場合 | ① 同種工事实績がNEXCO 東日本、NEXCO 中日本、 | 1.0 | 0.5 |
| | | | 評価基準 | | 評価点 | | | | | | | | | | | | | |
| | | | $\text{評価点} = \text{配点 (4点)} \times \frac{(\text{同種工事实績の工事成績 評定値} - 70)}{20} \times \text{係数 } a$ (評価点の算定値は小数第4位以下を切り捨てとする) | | 0～4 点 | | | | | | | | | | | | | |
| 係数 a 同種工事の発注機関及び受渡し時期 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 同種工事实績の受渡しが平成28年4月1日以降である場合 | 同種工事实績の受渡しが平成28年3月31日以前かつ平成23年4月1日以降である場合 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ① 同種工事实績がNEXCO 東日本、NEXCO 中日本、 | 1.0 | 0.5 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 係数 a 同種工事の発注機関及び受渡し時期 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 同種工事实績の受渡しが平成28年4月1日以降である場合 | 同種工事实績の受渡しが平成28年3月31日以前かつ平成23年4月1日以降である場合 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ① 同種工事实績がNEXCO 東日本、NEXCO 中日本、 | 1.0 | 0.5 | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 評価項目 | | 評価基準 | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|------------------------------------|---|------------|------------|-----|---|-----------------------------------|------------------------------------|--|---|------------------------------|-------|---|-------|--------|--------------|-----|--|
| | | 又は NEXCO 西日本の発注工事 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | ② 同種工事実績が上記①以外の公的機関の発注工事 | 0.5 / 0.25 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | ③上記①②に該当しない | 0.0 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | <p>◇留意事項</p> <p>① 工事成績評定点が 90 点以上の場合、工事成績評定点を 90 点とする。</p> <p>② 平成 23 年 3 月 31 日以前に受渡された工事、成績評定点が 70 点に満たない場合又は工事成績評定の無い場合、評価点は 0 点とする。</p> <p>③ 公的機関とは、工事実績情報システム（以下、「コリンズ」という。）において発注機関として入力が可能とされている機関をいう。</p> <p>④ 経常共同企業体の場合は、当該経常共同企業体としての同種工事実績（工事成績評定）である場合についてのみ評価する。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 企業 | 同一工事種別における表彰実績 | <p>提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">評価基準 / 評価点</th> </tr> <tr> <th>表彰対象</th> <th>表彰時期 表彰日が平成 28 年 4 月 1 日以降である場合</th> <th>表彰日が平成 28 年 3 月 31 日以前かつ平成 23 年 4 月 1 日以降である場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① NEXCO 東日本の社長表彰（工事種別を問わない）又は支社長による優秀工事等の表彰実績</td> <td>1 点</td> <td>0.5 点</td> </tr> <tr> <td>② NEXCO 東日本の事務所長による優秀工事等の表彰又は支社長による功労表彰（工事種別を問わない）の実績</td> <td>0.5 点</td> <td>0.25 点</td> </tr> <tr> <td>③ 上記①②に該当しない</td> <td colspan="2">0 点</td> </tr> </tbody> </table> <p>◇留意事項</p> <p>① 表彰実績は 1 工事のみ提出を認める。複数工事の表彰実績の提出があった場合、最も評価点の高い表彰実績を評価対象とする。</p> <p>② 表彰状等の写しが添付されていない場合は、6-3. (3) ④のとおり取り扱う。</p> <p>③ 表彰が工事を履行した事業所に対するものであること。</p> <p>④ 優秀工事等の表彰とは各支社が規定する優秀工事等表彰「優秀工事、安全管理優秀（優良）工事、品質管理優秀（優良）工事、コスト削減優秀（優良）工事、工程管理優秀（優良）工事、環境貢献優良工事、安全管理推奨工事、安全管理奨励工事、品質管理奨励工事、地域貢献奨励工事又は優良工事」としての表彰であること。</p> <p>⑤ 上記④以外の社長表彰又は支社長による功労表彰には感謝状を含む。</p> | | 評価基準 / 評価点 | | | 表彰対象 | 表彰時期 表彰日が平成 28 年 4 月 1 日以降である場合 | 表彰日が平成 28 年 3 月 31 日以前かつ平成 23 年 4 月 1 日以降である場合 | ① NEXCO 東日本の社長表彰（工事種別を問わない）又は支社長による優秀工事等の表彰実績 | 1 点 | 0.5 点 | ② NEXCO 東日本の事務所長による優秀工事等の表彰又は支社長による功労表彰（工事種別を問わない）の実績 | 0.5 点 | 0.25 点 | ③ 上記①②に該当しない | 0 点 | |
| 評価基準 / 評価点 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 表彰対象 | 表彰時期 表彰日が平成 28 年 4 月 1 日以降である場合 | 表彰日が平成 28 年 3 月 31 日以前かつ平成 23 年 4 月 1 日以降である場合 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ① NEXCO 東日本の社長表彰（工事種別を問わない）又は支社長による優秀工事等の表彰実績 | 1 点 | 0.5 点 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ② NEXCO 東日本の事務所長による優秀工事等の表彰又は支社長による功労表彰（工事種別を問わない）の実績 | 0.5 点 | 0.25 点 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ③ 上記①②に該当しない | 0 点 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 企業 | 品質管理・環境・労働安全衛生マネジメントシステムの取得状況 | <p>提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価基準</th> <th>評価点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>品質管理マネジメントシステム（ISO9001）、環境マネジメントシステム（ISO14001）又は労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS 又は ISO45001）の取得状況</td> <td>左記のマネジメントシステムを 2 つ以上取得している 2 点</td> </tr> <tr> <td></td> <td>左記のマネジメントシステムを 1 つ取得している 1 点</td> </tr> <tr> <td></td> <td>左記のマネジメントシステムを取得していない 0 点</td> </tr> </tbody> </table> <p>◇留意事項</p> <p>①当該工事の施工を担当する部署が取得しているマネジメントシステムの対象部署であ</p> | | 評価基準 | 評価点 | 品質管理マネジメントシステム（ISO9001）、環境マネジメントシステム（ISO14001）又は労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS 又は ISO45001）の取得状況 | 左記のマネジメントシステムを 2 つ以上取得している 2 点 | | 左記のマネジメントシステムを 1 つ取得している 1 点 | | 左記のマネジメントシステムを取得していない 0 点 | | | | | | | |
| 評価基準 | 評価点 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 品質管理マネジメントシステム（ISO9001）、環境マネジメントシステム（ISO14001）又は労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS 又は ISO45001）の取得状況 | 左記のマネジメントシステムを 2 つ以上取得している 2 点 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 左記のマネジメントシステムを 1 つ取得している 1 点 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 左記のマネジメントシステムを取得していない 0 点 | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 評価項目 | | 評価基準 | | | | | | | | | | |
|---|-----------------------------|--|------|-----|--|------------|---|------------|---|--|----------|-----|
| | | <p>って、かつ取得しているマネジメントシステムが規定している事業活動内容が当該工事の施工に対して有効である場合に評価を行う。</p> <p>②取得しているマネジメントシステムに認証されたことを証する書類の写しの提出がない場合、6-3. (3) ④のとおり取り扱う。</p> | | | | | | | | | | |
| 施工の円滑性 | 災害時の協力実績 (緊急災害復旧工事の施工実績) | <p>提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価基準</th> <th>評価点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① NEXCO 東日本への平成 28 年 4 月 1 日以降の災害協力実績である場合</td> <td>2 点</td> </tr> <tr> <td>② NEXCO 東日本への平成 28 年 3 月 31 日以前でかつ平成 23 年 4 月 1 日以降の災害協力実績である場合</td> <td rowspan="2">1 点</td> </tr> <tr> <td>③ 『東日本高速道路(株)新潟支社所管施設の災害時における災害応急復旧業務に関する協定』の締結者である場合</td> </tr> <tr> <td>④ 災害協力実績がない。又は平成 23 年 3 月 31 日以前の災害協力実績である場合</td> <td>0 点</td> </tr> </tbody> </table> <p>◇留意事項</p> <p>①緊急災害復旧工事等とは、「東日本高速道路株式会社契約事務処理要領」に規定される災害復旧方式《工事・調査等》又は災害復旧方式【簡易型】《物品・役務》に基づき契約したものをいう。</p> <p>②災害時の協力実績は 1 件のみ提出を認める。複数の災害時の協力実績の提出があった場合、最も評価点の高い実績を評価対象とする。</p> <p>③「災害応急復旧業務に関する協定」の締結者であって、かつ、災害時の協力実績の提出があった場合、いずれかのうち評価点の高い方を評価対象とする。</p> <p>④NEXCO 東日本からの「応急復旧」の依頼に対する「災害復旧工事等の依頼書・承諾書・契約書若しくは受渡書、又は発注書・完了届」の写しの添付が無い場合は「0点」で評価する。</p> <p>⑤既に受注した工事に、工事変更で追加された「応急復旧」の依頼である場合は「0点」で評価する。</p> <p>⑥NEXCO グループ会社が依頼した災害協力実績については「0点」で評価する。</p> <p>⑦経常共同企業体の場合は、企業体又は構成員のいずれかの者に実績がある場合に評価する。</p> | 評価基準 | 評価点 | ① NEXCO 東日本への平成 28 年 4 月 1 日以降の災害協力実績である場合 | 2 点 | ② NEXCO 東日本への平成 28 年 3 月 31 日以前でかつ平成 23 年 4 月 1 日以降の災害協力実績である場合 | 1 点 | ③ 『東日本高速道路(株)新潟支社所管施設の災害時における災害応急復旧業務に関する協定』の締結者である場合 | ④ 災害協力実績がない。又は平成 23 年 3 月 31 日以前の災害協力実績である場合 | 0 点 | |
| | | 評価基準 | 評価点 | | | | | | | | | |
| ① NEXCO 東日本への平成 28 年 4 月 1 日以降の災害協力実績である場合 | 2 点 | | | | | | | | | | | |
| ② NEXCO 東日本への平成 28 年 3 月 31 日以前でかつ平成 23 年 4 月 1 日以降の災害協力実績である場合 | 1 点 | | | | | | | | | | | |
| ③ 『東日本高速道路(株)新潟支社所管施設の災害時における災害応急復旧業務に関する協定』の締結者である場合 | | | | | | | | | | | | |
| ④ 災害協力実績がない。又は平成 23 年 3 月 31 日以前の災害協力実績である場合 | 0 点 | | | | | | | | | | | |
| 担い手確保 | 若手・女性技術者の配置 | <p>提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価基準</th> <th>評価点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">① 契約締結後に若手技術者(満 35 歳以下)の配置計画がある</td> <td>どちらの条件も満たす</td> <td>1 点</td> </tr> <tr> <td>どちらか一方を満たす</td> <td>0.5 点</td> </tr> <tr> <td>② 契約締結後に女性技術者の配置計画がある</td> <td>どちらも該当なし</td> <td>0 点</td> </tr> </tbody> </table> <p>◇留意事項</p> <p>①技術評価時には配置計画の有無を確認し、評価を行うものとする。若手技術者及び女性技術者の配置要件については、契約締結時に求めるものとする。</p> <p>②履行が確認できない場合については、7-8. 契約後の技術評価項目の取扱いに基づき対応するものとする。</p> | 評価基準 | 評価点 | ① 契約締結後に若手技術者(満 35 歳以下)の配置計画がある | どちらの条件も満たす | 1 点 | どちらか一方を満たす | 0.5 点 | ② 契約締結後に女性技術者の配置計画がある | どちらも該当なし | 0 点 |
| 評価基準 | 評価点 | | | | | | | | | | | |
| ① 契約締結後に若手技術者(満 35 歳以下)の配置計画がある | どちらの条件も満たす | 1 点 | | | | | | | | | | |
| | どちらか一方を満たす | 0.5 点 | | | | | | | | | | |
| ② 契約締結後に女性技術者の配置計画がある | どちらも該当なし | 0 点 | | | | | | | | | | |

第 5 見積活用方式

- (1) 本件は、入札前に入札者に対し NEXCO 東日本が指定する項目に係る参考見積書の提出を求め、その参考見積書を活用して契約制限価格の設定を行う見積活用方式(以下「本方式」とい

う。)の対象工事である。

(2) 見積活用方式の概要

本方式は、NEXCO 東日本が金抜設計書の摘要欄に「見積対象」と記載した項目について、入札者から参考見積書の提出を求め、参考見積書提出後 NEXCO 東日本が、参考見積書に記載された内容（設計図書の性能・機能や施工条件等を満たす条件で算定されたものであるか、適正な算出方法により算定されたものであるか）について確認を行い、確認過程で必要に応じて見積内容に関する問合せを入札者に対し行い、参考見積書に変更が生じる場合に当該入札者に訂正参考見積書の提出を求めるなどした後、NEXCO 東日本が最も適正な価格であると認められた参考見積書又は訂正参考見積書（これら以下「最終参考見積書」という。）を活用して契約制限価格の設定する方式をいう。

(3) 参考見積書の提出期限等

入札者は、「見積対象」とされた項目の参考見積書を、次に示すとおり提出しなければならない。

- ① 参考見積書提出期間 **別表 1『契約手続き日程』のとおり**
- ② 参考見積書提出場所 上記 1-3. 契約担当部署のとおり
- ③ 参考見積書提出方法 上記 3-3. (1) ③提出方法①又は②と同様に参考見積書を**書留郵便等**により提出すること。
なお、入札者に対する指示書 [16] [2] に該当し、申請書を**書留郵便等**により提出する場合には、参考見積書は、申請書と同時に提出することとし、「申請書」と「見積書」を一つの封筒に封かんし、提出すること。
- ④ 提出書類 **書留郵便等**とする。(部数：正 1 部)
 - i) 見積書データ(様式-見積 3~4 (別紙含む))を出力した書面
 - ii) 見積書データ(様式-見積 4 (別紙含む))：Microsoft Excel 形式及び添付資料：PDF 形式)を保存した CD-R 等

※**書留郵便等**以外の提出は認めません。

※提出されたデータのファイル形式の誤りなど、形式的かつ極めて軽微な誤りに限り、追加提出を認める場合があります。(※記載漏れ等による追加提出は認めません。)

(4) 参考見積書に関する問合せ

参考見積書提出後、NEXCO 東日本が行う見積内容の過程において、見積内容等に疑義が生じた場合など必要に応じて入札者に対し確認を行う参考見積書に関する問合せは、参考見積書提出期限以後、**別表 1『契約手続き日程』のとおり** 予定し、申請書に記載された担当者宛に連絡を行う。

なお、参考見積書に関する問合せの方法は、担当者宛に連絡し日時を定めたいえ Web 会議システム、電子メール、電話又は対面により問合せを行うことを想定している。

(5) 訂正参考見積書の提出期限等

入札者は、上記(4)の問合せにおいて、参考見積書の内容に訂正が必要となった場合は、次に示すとおり訂正参考見積書を提出しなければならない。

- ① 訂正参考見積書提出期間 **別表 1『契約手続き日程』のとおり**
- ② 訂正参考見積書提出場所 上記 1-3. 契約担当部署のとおり
- ③ 訂正参考見積書提出方法 上記 (3) ③参考見積書提出方法と同様に訂正参考見積書を**書留郵便等**により提出すること。
- ④ 提出書類 上記 (3) ④提出書類と同様の方法により訂正参考見積書を提出すること。

なお、上記(4)による問合せの有無にかかわらず、本項により提出する訂正参考見積書は、

入札者自らが参考見積書に訂正が必要と判断した場合にのみ提出するものとする。

- (6) 上記(3)若しくは必要に応じて上記(5)に示す提出期限までに参考見積書又は訂正参考見積書(訂正の必要が無い場合を除く)の提出がされない場合は、当該入札者は、以後の入札手続きに参加することができないものとする。また、当該入札者がその後に入札を行った場合であっても、その入札は無効として取扱う。
- (7) 入札者は、最終参考見積書に基づいた入札を行うものとするが、最終参考見積書に記載された見積対象項目の総額は、入札時に最終参考見積書を超えない限り変更ができるものとし、最終参考見積書に記載された見積対象項目の総額を超える場合には、当該入札者が行った入札は無効とする。
- (8) 入札者は、入札書を当社に提出するまでの間は、いつでも自由に入札を辞退することができる。また、辞退を理由として不利益な取り扱いをしない。
- (9) 最終参考見積書において、当社が指定した項目の名称、単位、数量等が著しく異なる場合は、入札者に異なる理由等について聞き取りを行ったうえ、聞き取りを行った事由が不相当と認められる場合は、当社に対する入札妨害行為があったものと判断し、当該入札者に対し、当該調達に係る競争参加資格を取り消す場合があるほか、競争参加資格停止等の措置を講じる場合がある。
- (10) 契約後、入札前に提出した最終参考見積書と契約後の実態に基づく比較を行う「実績価格調査票」の提出を求めるとともに実績価格調査票に疑義がある場合は、施工体制点検などの場を活用して受注者や下請負人に聞き取り調査を行う場合があり、受注者はこれに協力するものとする。

第6 入札・開札・落札予定者の決定

6-1. 入札に必要な書類の作成等

入札者は、次に示すとおり、入札に必要な書類を作成又は準備し、提出しなければならない。

- | | |
|-------------------|---|
| ① 入札書 | 入札者に対する指示書[12]を参照のこと |
| ② 単価表 | 入札者に対する指示書[13] [16]を参照のこと ※Microsoft Excel データを添付すること |
| ③ 総合評定値通知書(経審)の写し | 入札者に対する指示書[14]を参照のこと |

6-2. 入札及び開札

入札書の提出及び開札の執行については、次に定めるとおりとする。

- | | |
|------------|--|
| ① 入札書の提出期限 | 別表1『契約手続き日程』 のとおり |
| ② 入札書の提出場所 | 上記1-3. 契約担当部署のとおり |
| ③ 入札書の提出方法 | 電子入札システム ※入札者に対する指示書 [16] から [20] を参照のこと |
| ④ 開札執行日時 | 別表1『契約手続き日程』 のとおり |
| ⑤ 開札執行場所 | 上記1-3. 契約担当部署のとおり |

6-3. 落札予定者の決定

(1) 契約責任者は、開札の結果、契約制限価格の制限の範囲内における有効な入札のうち、総合評価落札方式「加算方式」に基づき算定した評価値が最も高い入札者を落札予定者と決定する。

(2) 加算方式の評価値の算出方法は次のとおりとする。

- ① 評価値(100点) = 価格評価点(90点) + 技術評価点(10点)
- ② 価格評価点(配点5点+定数85点) … 次に示す算式により算定する。

価格評価点(配点5点+定数85点) = 式①

なお、小数点4位以下は切り捨てとする。

式① = 価格評価点の配点 × (1 - (入札価格 - 調査基準価格)²) + 定数

《注意事項》

1. 入札価格が調査基準価格を下回る場合の式①の評価は、0点とする。
2. 定数は、評価値を100点とするための補正值であり、本工事では85点とする。
3. 式①は小数点4位以下は切り捨てとする。

③技術評価点（配点10点）… 上記4-3.(1)に示す評価基準により算定する。

- (3) 契約責任者は、落札予定者と決定した者に対し、技術資料に記載した内容を証明するための書類（以下、「**証明書類**」という。）の提出を次に定めるとおり求めるものとし、落札予定者はこれに従わなければならない。

①**証明書類**の提出期限 提出依頼の翌日から7日以内（休日を含まない）に速やかに提出すること。

②**証明書類**の提出場所 上記1-3. 契約担当部署のとおり

③**証明書類**の提出方法 **書留郵便等又は電子メール**により提出すること。

書留郵便等により提出する場合は書面、**電子メール**の場合はPDF形式により提出すること。

なお、証明書類受領後は、書類の訂正・差し替えは認めないので、十分に確認のうえ提出すること。

ただし、提出されたデータのファイル形式の誤りなど、形式的かつ極めて軽微な誤りに限り、追加提出等を認める場合があります。

④**証明書類**の内容 技術資料作成説明書のとおり

契約責任者は、証明書類の確認の結果、申請書の内容に不備等があった場合、証明書類で申請書の記載内容が確認できない場合は、落札予定者が行った入札を無効とし、開札の結果による次順位者を落札予定者と決定して証明書類の提出を求めることとする。

なお、証明書類の確認の結果、申請書の内容に不備等があった場合には、その状況により競争参加資格停止等措置を講じる場合がある。

- (4) 入札者は、落札予定者の決定にかかる留意事項として、入札者に対する指示書[21]を参照のこと。

6-4. 低入札価格調査

- (1) 本件競争入札においては、低入札価格調査基準価格を設定しており、開札の結果、契約制限価格の制限の範囲内における有効な入札のうち、最高評価値の入札価格が低入札価格調査基準価格未満である場合は、入札を保留し、当該入札を行った入札者を対象として低入札価格調査を行う。

また、本件競争入札においては、数値的判断基準を設定しており、その価格を下回る入札の場合は、数値的判断基準の失格基準に適合すると判断する。

- (2) 低入札価格調査については、入札者に対する指示書[25]を参照のこと。

第7 その他

7-1. 使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

7-2. 質問の受付

(1) 本件競争入札に関する質問は、次に定めるとおり受付を行う。

- ① 受付期間 **別表1『契約手続き日程』**のとおりとし、行政機関の休日を除く毎日16時まで
- ② 受付場所 上記1-3. 契約担当部署のとおり
- ③ 受付方法 質問書面(別紙質問書様式)を**書留郵便等又は電子メール**により提出すること(受付期間内に必着のこと)。
普通郵便・FAXによるものは受け付けない。なお、**書留郵便等**により提出する場合において、質問数が5問以上の場合は、質問書面のほか、質問書面を作成したファイルを記録したCD-R等も提出すること。

(2) 上記(1)により受付けた質問に対する回答は、次に定めるとおり行う。

- ① 回答予定日 質問書を受け取った日の翌日から原則として平日5日以内
- ② 回答方法 NEXCO 東日本のホームページ(「入札公告・契約情報検索」内の「本契約件名」の「備考」)に掲載する
https://www.e-nexco.co.jp/bids/public_notice/search_service/

(3) 競争入札に関する一般的な質問については、NEXCO 東日本のホームページを参照すること。
<https://www.e-nexco.co.jp/faq/bids/>

7-3. 入札の無効

入札者に対する指示書[27]に該当する入札は無効とする。

7-4. 支払条件

- (1) 前金払 : 請負代金が500万円以上の場合には「有」、500万円未満の場合には「無」とし、「有」の場合は請負契約書第35条第1項に基づき前金払いの請求をすることができる。
- (2) 部分払 有: 請負契約書38条1項に基づき部分払の請求をすることができる。

7-5. 火災保険等の付保

特記仕様書記載のとおりとする。

7-6. 単品スライド条項の適用

請負契約書26条5項(単品スライド)及び同条第6項(インフレスライド)について適用する。

7-7. 苦情申立て

本入札手続における競争参加資格の確認又はその他手続に不服がある者は、契約責任者に対して苦情の申立てを行うことができる。

7-8. 契約後の技術評価項目の取扱い

評価された次の技術評価項目の内容が、履行確認を行った結果、受注者の責により履行が達成できないと認められ、再度の施工が困難あるいは合理的でないと決定した場合は、本工事の請負工事成績評定点を減ずる(最大10点)。

また、請負契約書26条の2に基づき未履行額を請求する。

なお、履行確認を行う評価項目は以下のとおりとする。

- ① 施工の確実性、企業、品質管理マネジメントシステムの取得状況
- ② 施工の確実性、企業、環境マネジメントシステムの取得状況
- ③ 施工の確実性、企業、労働安全衛生マネジメントシステム等の取得状況
- ④ 担い手確保、若手技術者の配置
- ⑤ 担い手確保、女性技術者の配置

7-9. 契約後の技術者の直接的かつ恒常的関係の特例措置の留意事項

- (1) 「建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて」（平成 13 年 5 月 30 日付、国総建第 155 号）に該当する技術者を配置し、契約後に営業譲渡の契約上定められている譲渡の日又は出向先企業が会社分割の登記を行った日から 3 年を経過する場合は、当該技術者が出向先企業に転籍されていること。
- (2) 「親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（改正）」（平成 28 年 5 月 31 日付、国総建第 119 号）に該当する技術者を配置し、契約後に「出向先企業と出向元企業との関係が企業集団を構成する親会社及びその連結子会社との関係を証する国土交通省土地・建設産業局（総合政策局を含む）建設業課長より交付を受けた企業集団確認書の有効期間を迎える場合は、再度申請し企業集団確認書の交付をうけていること。

7-10. 競争参加資格に関する留意事項

- (1) 本工事の受注者、本工事の受注者と資本若しくは人事面において関連のある者、本工事の下請負人、本工事の下請負人と資本若しくは人事面において関連のある者は、本工事の契約期間中、監督を担当する部署の「施工管理業務」の入札に参加し又は施工管理業務を請負うことはできない。
なお、「資本若しくは人事面において関連のある者」とは、次の①又は②に該当する者である。
 - ① 当該受注者若しくは下請負人の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者。
 - ② 代表権を有する役員が当該受注者若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合におけるその代表権を有する役員が属する者。

7-11. 閲覧資料

指示書 [7] ②に示す閲覧資料の有無：無

以 上

技術資料作成説明書（技術資料様式）

1. 競争参加資格確認申請における提出書類

競争参加資格確認申請において、下表に示す申請書の提出を行うこと。申請書の受理後は、提出されたデータのファイル形式の誤りなど、形式的かつ極めて軽微な誤りに限り、追加提出等を認める場合があります。（※申請書の記載漏れ等による追加提出は認めません。）

なお、申請内容を証明するための資料（以下「証明資料」という。）については、入札公告に記載のとおり、落札予定者と決定した者に対し提出を求めるものとする。

ただし、技術資料（様式2）の「災害時の協力実績」に関する証明資料については、申請書の提出時に提出するものとする。

| 番号 | 様式内容 |
|-------|-------------|
| 様式1-1 | 競争参加資格確認申請書 |
| 様式1-2 | 技術資料の提出について |
| 様式2 | 技術資料 |

・提出期限日 令和3年9月6日（月）16時まで

2. 様式のデータファイル提供について

様式2（技術資料）については、xlsx形式（Microsoft社の「Excel2007」以降のバージョンで作成したデータ。以下同じ。）のデータファイルで提供する。

3. 申請書等の提出方法

申請書は、下記に示すファイル形式、ファイル名称により保存したデータを添付し、**電子入札システムにより提出すること**。（「災害時の協力実績」に関する証明資料はPDF形式とする。）

| 番号 | 様式内容 | データ ファイル名 | 作成ファイル名 | 作成サイズ |
|-------|---------------------|---------------|------------------------|-------|
| 様式1-1 | 競争参加資格確認申請書 | PDF形式 | 様式1-1_申請書（会社名） | A4 |
| 様式1-2 | 技術資料の提出について | PDF形式 | 様式1-2_技術資料の提出について（会社名） | A4 |
| 様式2 | 技術資料 | xlsx形式 | 様式2_技術資料（会社名） | A3 |
| | 証明資料【災害時の協力実績がある場合】 | PDF形式 | 様式2_技術資料（災害時の協力実績） | A4 |

なお、申請書が添付可能な総容量を超えた場合は、入札者に対する指示書[9][2]及び下記に従い**書留郵便等又は電子メールにより提出すること**。

①書留郵便等の場合

申請書の提出にあたっては、上表に示す作成サイズにて各様式を紙に印刷し、提出すること。
提出部数は2部（正1部、副1部）とする。

なお、**様式2についてはxlsx形式で作成したデータファイルをCD-R等で提出すること**。

②電子メールの場合

申請書の提出にあたっては、上表に示す作成サイズ・ファイル名により、**様式1-1、1-2をPDF形式、様式2をxlsx形式で作成し**、保存したデータを添付のうえ提出すること。

なお、技術資料（様式2）の「災害時の協力実績」に関する証明資料については、申請書の提出時に PDF 形式で提出するものとする。

また、担当者連絡先届（[入札者に対する指示書様式 4]）で指定した電子メールアドレスより、作成した申請書を契約担当部署宛アドレス《ki-r-niigata@e-nexco.co.jp》に提出すること。

また、電子メールによる提出の場合は、申請書への押印の省略が可能である。ただし、担当者連絡先届（[入札者に対する指示書様式 4]）により指定したメールアドレス以外での電子メールによる提出は受け付けないので、注意すること。

4. 技術資料（様式2）記載上の注意事項及び証明資料

各項目に係る記載上の注意事項及び証明資料の末尾にチェック欄を設けているので、注意事項等を踏まえた記載がなされているか入札者各自でチェックすること。

(1) 企業の同種工事の施工実績

| | | |
|--|--|--------------------------|
| 平成 18 年度以降に元請けとして完成及び引渡し完了した下記同種工事全ての施工実績を有すること。 | | |
| 同種工事 | 1 受電箇所において、複数の負荷設備に電力を供給し、停電時に一部の負荷設備を自動的に発電設備に切替える機能及び遠方監視制御のための外部入出力機能を有する高圧受配電設備について、下記①から③に示す全てを実施した工事 ①機器の製作（自社又は委託製作） ②機器の設置 ③試験調整 | |
| 記載上の注意事項 | ①平成 18 年度以降に元請けとして完成及び引渡し完了した同種工事の施工実績を 1 件記載すること。 | <input type="checkbox"/> |
| | ②記載した工事が次のイ) 又はロ) に該当しないこと。 イ) NEXCO 東日本又は旧日本道路公団の工事については、評定点合計が 65 点未満の工事 ロ) 上記以外の高速道路会社、国又は地方公共団体等の工事においては、評定点合計が一定の点数未満であるため当該発注機関の競争入札において施工実績として認めていない工事 | <input type="checkbox"/> |
| | ③共同企業体の構成員としての実績は出資比率が 20%以上であること。 | <input type="checkbox"/> |
| 証明資料 | ①当該工事の実績が確認できるコリンズの工事実績の「登録内容確認書」の写しを添付すること。 | <input type="checkbox"/> |
| | ②コリンズの登録内容で記載内容のすべてが確認できない場合、又はコリンズに登録していない場合は、契約書、図面、特記仕様書等記載内容の証明ができる書類の写しを添付すること。 | <input type="checkbox"/> |
| | ③施工実績が平成 18 年度以降に完成及び引渡し完了した工事である場合は、評定点合計を発注者から通知された写しを添付すること。 なお、平成 17 年 10 月 1 日以降に NEXCO 東日本において完成及び引渡し完了した工事であって、天災など受注者の責によらないやむを得ない事情により、評定点合計が記載された発注者からの通知文書（写し）を添付することができない場合は、入札公告 1-3. 契約担当部署を通じて NEXCO 東日本に対し、評定点合計を申請書の提出期限 5 日前（休日を除く）までに照会することができる。なお、照会にあたっては契約担当部署に問合せの上、必要書類を申請書の提出期限 5 日前（休日を除く）までに書留郵便等又は電子メールにより提出すること。 | <input type="checkbox"/> |

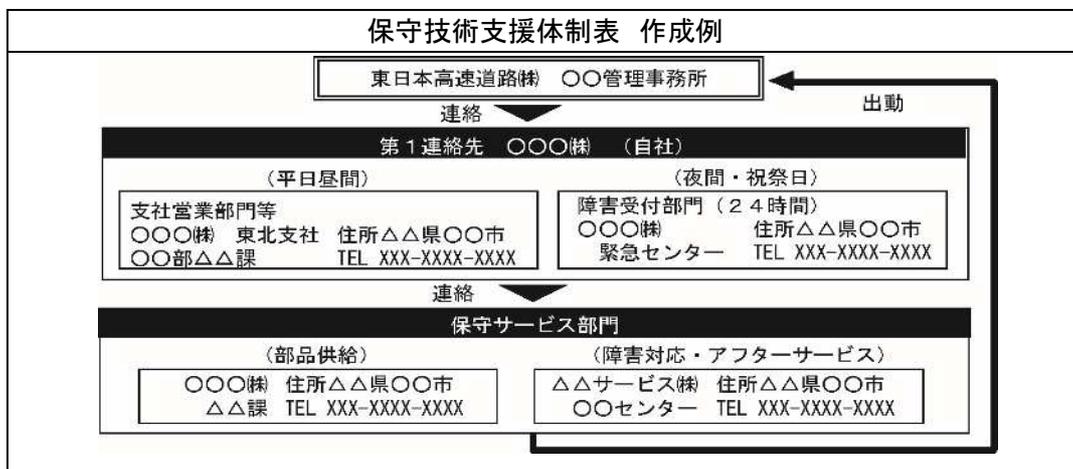
(2) 製造予定業者の同種機器の納入実績

| | | |
|--|--|--------------------------|
| 平成 18 年度以降に元請として完成及び引渡し完了した工事において、主要機器に係る納入実績を有すること。又は競争参加希望者が本工事において設置するの主要機器の製造予定業者が同種機器に係る納入実績を有すること。 | | |
| 同種機器 | 1 受電箇所において、複数の負荷設備に電力を供給し、停電時に一部の負荷設備を自動的に発電設備に切替える機能及び遠方監視制御のための外部入出力機能を有する高圧受配電設備 | |
| 記載上の注意事項 | ①入札者が自ら同種機器を製造する場合、「同種機器の製造予定業者」欄に「自社製造」と記載し、同種機器を平成 18 年度以降に納入した実績を 1 件記載すること。 | <input type="checkbox"/> |
| | ②入札者が同種機器を製造せず他者へ製造を委託し納入する予定の場合、「同種機器の製造予定業者」欄に製造予定業者を記載し、当該業者が同種機器を平成 18 年度以降に納入した実績を 1 件記載すること。 この場合、製造予定業者は、原則として 1 社とする。ただし、製造予定業者を 1 社に特定できない場合は、候補となる業者を複数記載してもよい。なお、工事実施にあたっては、技術資料で記載した製造予定業者の機器を選定しなければなら | <input type="checkbox"/> |

| | | |
|------|---|--------------------------|
| | ない。 | |
| | ③共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20%以上であること。 | <input type="checkbox"/> |
| 証明資料 | ①同種機器を納入した実績を確認できるコリンズの工事实績の「登録内容確認書」の写しを添付すること。 | <input type="checkbox"/> |
| | ②コリンズの登録内容では同種機器の納入実績及びその他記載内容のすべてが確認できない場合、又はコリンズに登録していない場合は、契約書、図面、特記仕様書等記載内容の証明ができる書類の写しを添付すること。 | <input type="checkbox"/> |

(3) 保守技術支援体制

| | | |
|---|---|--------------------------|
| 主要機器の故障、システムの機能障害時に、NEXCO 東日本からの連絡に対し 24 時間体制で迅速な修理及び復旧に必要な技術的助言、必要部品の手配等の支援を行う体制があること。 | | |
| 記載上の注意事項 | ①機器の故障、システムの機能障害時等において、NEXCO 東日本からの連絡に対し 24 時間体制で迅速な修理及び復旧に必要な技術的助言、必要部品の手配等の支援を行う会社名、組織名及びその所在地を記載すること。 | <input type="checkbox"/> |
| | ②保守技術支援は、原則として自社の組織とするが、アフターサービスを主体とする会社等に依頼する場合は、その会社名(複数ある場合は代表的な1社)、組織名及び競争参加希望者との関係を具体的に記載すること。 | <input type="checkbox"/> |
| 証明資料 | ①機器の保守技術支援体制表(下記作成例参照)を作成し、添付すること。 保守技術支援を行う会社以外の関連のある組織(例:営業部、修理部門等)についても、関連が具体的にわかるように、流れ図方式で明記すること。(所在地及び連絡先も併記すること。) | <input type="checkbox"/> |



(4) 表彰実績

| | | |
|----------|---|--------------------------|
| 記載上の注意事項 | ①平成 23 年 4 月 1 日以降(表彰実績の適用日は表彰状に記載されている日付とする。)で工事種別「受配電設備工事」に属する工事において、NEXCO 東日本からの社長表彰、優秀工事等の表彰又は支社長による功労表彰の実績がある場合に「有」と、実績がない場合は「無」と記載すること。 | <input type="checkbox"/> |
| | ②社長表彰又は支社長による功労表彰の場合は、工事種別は問わない。 | <input type="checkbox"/> |
| | ③表彰が支社安全協議会であって表彰者が支社長(又は副支社長)の場合は支社長表彰と同等として、表彰が新潟支社管内の事務所安全協議会の場合は事務所長表彰と同等として評価する。 | <input type="checkbox"/> |
| | ④表彰実績を「有」とした場合は、表彰年月日、表彰種別、表彰機関、工事名、工事種別を記載すること。 | <input type="checkbox"/> |

| | | |
|-------|--|--------------------------|
| | ⑤経常建設共同企業体の場合は、構成員のいずれかの者が表彰実績を有する場合は「有」として申請することができる。 | <input type="checkbox"/> |
| 資料 証明 | ①表彰実績を「有」とした場合は、その表彰状の写しを添付すること。なお、添付されていない場合は評価しない。なお、添付されていない場合は入札公告 6-3. (3) ④のとおり取り扱う。 | <input type="checkbox"/> |

(5) 品質管理、環境、労働安全衛生マネジメントシステムの取得状況

| | | |
|----------|---|--------------------------|
| 記載上の注意事項 | ①本工事の施工を担当する部署が、取得しているマネジメントシステム（品質管理、環境、労働安全衛生）の対象部署であって、かつ、本工事の施工にあたり、取得しているマネジメントシステムが規定している事業活動内容が有効である場合は「取得数」を記載し、それ以外は「無」と記載すること | <input type="checkbox"/> |
| | ②マネジメントシステムの取得を「有」とした場合は、そのマネジメントシステム取得数、取得内容を記載すること。 | <input type="checkbox"/> |
| | ③経常建設共同企業体の場合は、構成員のいずれかの者がマネジメントシステムを有する場合は「有」として申請することができる。 | <input type="checkbox"/> |
| 資料 証明 | ①マネジメントシステムの取得を「有」とした場合は、その登録証の写しを添付すること。なお、添付されていない場合は入札公告 6-3. (3) ④のとおり取り扱う。 | <input type="checkbox"/> |

(6) 災害時の協力実績

| | | |
|----------|--|--------------------------|
| 記載上の注意事項 | ①平成 23 年 4 月 1 日以降 NEXCO 東日本の災害時の協力実績がある場合は「実績の有無」欄に「有」と、実績がない場合は「無」と記載すること。 | <input type="checkbox"/> |
| | ②災害時の協力実績は、NEXCO 東日本管内で発生した天災等（暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動、豪雪、雪崩等自然的又は人為的な事象）により、NEXCO 東日本が直接的又は間接的に応急復旧を依頼し、契約を行った実績であること。なお、直接的、間接的とは以下のとおりとする。 ・「直接的」とは、「東日本高速道路株式会社契約事務処理要領」に規定される災害復旧方式《工事・調査等》又は災害復旧方式【簡易型】《物品・役務》に基づき契約したものをいう。 ・「間接的」とは、NEXCO 東日本から中日本高速道路（株）、西日本高速道路（株）、首都高速道路（株）、阪神高速道路（株）、本州四国連絡高速道路（株）に対して災害時の協力要請を行い、これら 5 社のいずれかの要請により NEXCO 東日本管内の応急復旧に関わったものをいう。 | <input type="checkbox"/> |
| | ③経常建設共同企業体の場合は、構成員のいずれかの者が災害協力実績を有する場合は「有」として申請することができる。 | <input type="checkbox"/> |
| | ④災害時の協力実績を「有」とした場合は、工事名、発注者名、工期、工事場所を記載すること。 | <input type="checkbox"/> |
| 資料 証明 | ①災害協力実績を「有」とした場合は、その契約書等（NEXCO 東日本からの応急復旧の依頼に対する「依頼書・承諾書・契約書若しくは受渡書、又は発注書・完了届」の写しを添付すること。 なお、この災害時の協力実績における証明資料についてのみ、競争参加資格確認申請時に提出する必要があるので注意すること。申請時に添付されていない場合は評価しない。 | <input type="checkbox"/> |

(7) 若手・女性技術者の配置

| | | |
|--------------|--|--------------------------|
| 注意事項 記載上の | ①現場配置できる場合は「配置の有無」欄に「有」とし、それ以外は「無」と記載すること。 | <input type="checkbox"/> |
|--------------|--|--------------------------|

以 上

様式一覧表

| 様式番号 | 様式名 |
|--------|---------------|
| 様式 1-1 | 競争参加資格確認申請書 |
| 様式 1-2 | 技術資料の提出について |
| 様式 2 | 技術資料 |
| 様式 3 | 参考見積書の提出 |
| 様式 4 | 参考見積書（工事費内訳書） |

競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

東日本高速道路株式会社 新潟支社

支社長 水口 和之 殿

「(印)」: 電子入札システム又は電子メールにより提出する場合に押印の省略が可能。
※「印」の場合は押印必要

仕入先コード (注1):

住所

会社名

代表者

担当者部署名

担当者氏名

TEL

FAX

E-mail

(印)

注意) 「代表者」の欄は、法人代表権者に限定する必要はなく、NEXCO 東日本でいう「契約責任者」と同じく、契約締結権限を有する者 (=契約当事者。事業部長・支店長・営業所長など) であればよい。

令和3年8月5日付けで入札公告のありました「北陸自動車道 親不知トンネル受配電自家発電設備更新工事」に係る競争に参加する資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、上記工事の入札公告において示された競争参加資格にかかる要件について、以下のとおり宣誓するとともに、添付書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

- ・当社は、東日本高速道路株式会社契約規程実施細則第6条に該当する法人ではありません。なお、同条第4項第六号に関しては、排除要請等の対象法人ではありません。
- ・当社は、上記工事に係る設計業務等の受注者、当該設計業務等の下請負人、又は当該受注者若しくは下請負人と資本若しくは人事面において関連がある法人ではありません。
- ・当社は、上記工事の監督を担当する部署の施工管理業務の受注者、担当技術者の出向・派遣元、又は当該受注者若しくは担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連のある者(以下、「受注者等」という。)として本工事の発注に関与した者ではありません。また、現に受注者等ではありません。
- ・当社と資本関係又は人的関係のある者は、上記工事の入札手続きには参加しません。(注2)
- ・今後、落札者決定までの間において上記宣誓事項に変更が生じた場合は、速やかに書面をもって契約責任者宛に申し出ます。

記

1. 技術資料の提出について・・・様式1-2

注1) 仕入先コードは、有資格者名簿に記載されている10桁のコード番号を記載してください。

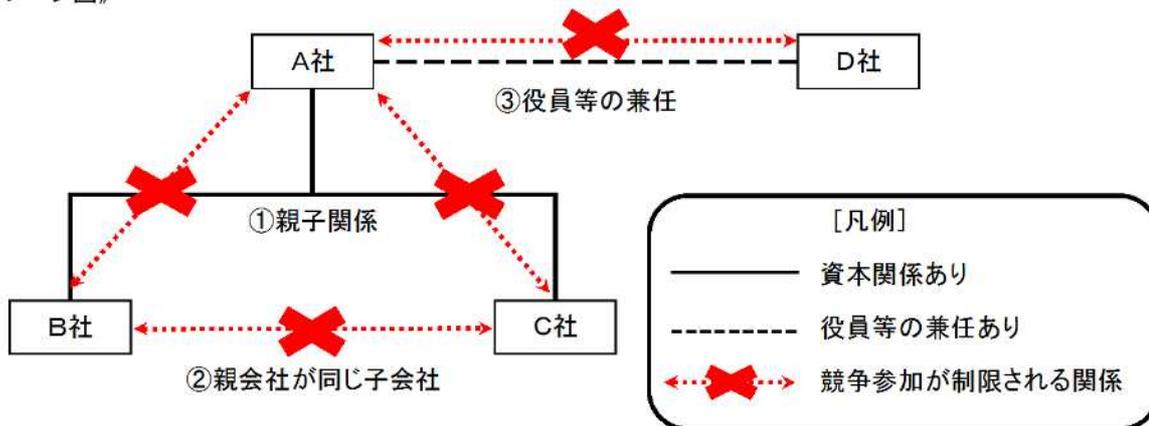
注2) 「入札に参加しようとする者の間の資本関係又は人的関係」については、別紙「競争参加が制限される入札参加者間の資本関係又は人的関係」をご確認下さい。なお、申請にあたり別紙の提出は不要です。

■競争参加が制限される入札参加者間の資本関係又は人的関係について

○競争参加が制限される関係(例)

- ①子会社と親会社の関係にある場合【資本関係】
- ②親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合【資本関係】
- ③役員等を兼任している場合【人的関係】

《イメージ図》

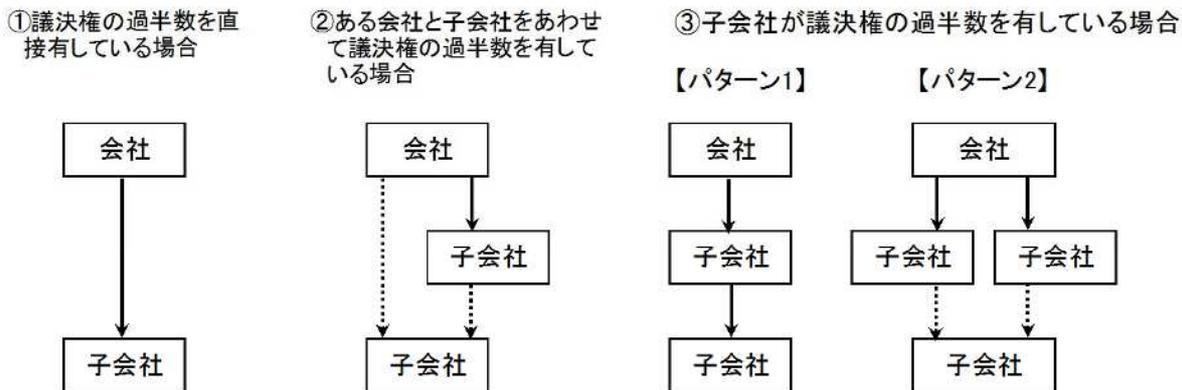


○子会社と親会社の関係(例)

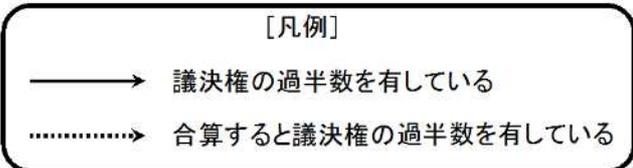
ある会社からみた場合の子会社とされる会社の例は以下のとおりです。

- ①議決権の過半数を有している場合
- ②ある会社と子会社をあわせて議決権の過半数を有している場合
- ③子会社が議決権の過半数を有している場合

《イメージ図》



※この図の「子会社」からみた「会社」が親会社となる。



令和 年 月 日

東日本高速道路株式会社 新潟支社

支社長 水口 和之 殿

「(印)」: 電子入札システム又は電子メールにより
提出する場合に押印の省略が可能。
※「印」の場合は押印必要

住 所
会社名
代表者

担当者部署名
担当者氏名
TEL
FAX
E-mail

(印)

技術資料の提出について

令和3年8月5日付けで入札公告のありました「北陸自動車道 親不知トンネル受配電自家
発電設備更新工事」について、競争参加資格を有することを証明する技術資料を作成した
ので提出します。

記

- 1. 技術資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式2

以 上

参考見積書の提出

【当社からの問合せ等により見積書の訂正が必要となった場合は、「訂正参考見積書」として提出して下さい。】

令和 年 月 日

東日本高速道路株式会社 新潟支社

支社長 水口 和之 殿

仕入先コード (注1)

住 所

会社名

代表者

印

担当者部署名

担当者氏名

TEL

FAX

E-mail

注意) 「代表者」の欄は、法人代表権者に限定する必要はなく、NEXCO 東日本でいう「契約責任者」と同じく、契約締結権限を有する者 (=契約当事者。事業部長・支店長・営業所長など) であればよい。

令和3年8月5日付けで入札公告のありました「北陸自動車道 親不知トンネル受配電自家発電設備更新工事」に係る見積活用方式対象項目の参考見積書を下記の書類を添えて提出します。

記

1. 参考見積書 (様式4 (別紙含む)) (CD-R 等含む)

参考見積書に週休2日に係る費用は含まない

※該当する場合は、□内に「レ」を付して下さい。

参考見積書

工事名) 北陸自動車道 親不知トンネル受配電自家発電設備更新工事

* 図面、特記仕様書を熟読の上、単価を記載すること。

* 本書式記載の項目は全て交渉対象とする。

会社名

| 名称 | 単位 | 数量 | 単価 | 金額 A=①+②+③+④ | 備考 | ①材料費 | | ②労務費 | ③機械器具費 | | ④その他 |
|-------------------------------|----|----|----|-----------------|---------------|---------|-------|-------|---------|---------|------|
| | | | | | | (機器製作費) | (材料費) | (労務費) | (機械賃料費) | (機械損料費) | |
| 【諸経費】(一般管理費除く) | | | | | | | | | | | |
| 共通仮設費 | 式 | 1 | | | 内訳は別紙1による | | | | | | |
| 現場管理費 | 式 | 1 | | | 内訳は別紙1による | | | | | | |
| 小計 | | | | | 共通仮設費、現場管理費の計 | | | | | | |
| 【直接工事費】 | | | | | | | | | | | |
| 北陸自動車道 境TN主電気室 引込柱工事費 | 式 | 1 | | 0 | 内訳は別紙2による | | | | | | |
| 北陸自動車道 境TN主電気室 引込設備工事費 | 式 | 1 | | 0 | 内訳は別紙2による | | | | | | |
| 北陸自動車道 境TN主電気室 受電設備工事費 | 式 | 1 | | 0 | 内訳は別紙2による | | | | | | |
| 北陸自動車道 境TN主電気室 変電設備工事費 | 式 | 1 | | 0 | 内訳は別紙2による | | | | | | |
| 北陸自動車道 境TN主電気室 配電設備工事費 | 式 | 1 | | 0 | 内訳は別紙2による | | | | | | |
| 北陸自動車道 境TN主電気室 制御設備工事費 | 式 | 1 | | 0 | 内訳は別紙2による | | | | | | |
| 北陸自動車道 境TN主電気室 発電設備工事費 | 式 | 1 | | 0 | 内訳は別紙2による | | | | | | |
| 北陸自動車道 境TN主電気室 発電設備補機工事費 | 式 | 1 | | 0 | 内訳は別紙2による | | | | | | |
| 北陸自動車道 境TN主電気室 地下燃料槽等設備工事費 | 式 | 1 | | 0 | 内訳は別紙2による | | | | | | |
| 北陸自動車道 境TN主電気室 発電機室改修工事費 | 式 | 1 | | 0 | 内訳は別紙2による | | | | | | |
| 北陸自動車道 境TN主電気室 無停電電源設備工事費 | 式 | 1 | | 0 | 内訳は別紙2による | | | | | | |
| 北陸自動車道 境TN主電気室 遠方監視制御設備工事費 | 式 | 1 | | 0 | 内訳は別紙2による | | | | | | |
| 北陸自動車道 境TN主電気室 伝送装置(その他)工事費 | 式 | 1 | | 0 | 内訳は別紙2による | | | | | | |
| 北陸自動車道 境TN主電気室 空調調和機工事費 | 式 | 1 | | 0 | 内訳は別紙2による | | | | | | |
| 北陸自動車道 境TN主電気室 仮設対策工事費 | 式 | 1 | | 0 | 内訳は別紙2による | | | | | | |
| 北陸自動車道 境TN主電気室 交通規制工事費 | 式 | 1 | | 0 | 内訳は別紙2による | | | | | | |
| 北陸自動車道 市振TN 伝送装置(その他)工事費 | 式 | 1 | | 0 | 内訳は別紙2による | | | | | | |
| 北陸自動車道 境TN主電気室 引込柱撤去工事費 | 式 | 1 | | 0 | 内訳は別紙2による | | | | | | |
| 北陸自動車道 境TN主電気室 引込設備撤去工事費 | 式 | 1 | | 0 | 内訳は別紙2による | | | | | | |
| 北陸自動車道 境TN主電気室 受電設備撤去工事費 | 式 | 1 | | 0 | 内訳は別紙2による | | | | | | |
| 北陸自動車道 境TN主電気室 変電設備撤去工事費 | 式 | 1 | | 0 | 内訳は別紙2による | | | | | | |
| 北陸自動車道 境TN主電気室 配電設備撤去工事費 | 式 | 1 | | 0 | 内訳は別紙2による | | | | | | |
| 北陸自動車道 境TN主電気室 制御設備撤去工事費 | 式 | 1 | | 0 | 内訳は別紙2による | | | | | | |
| 北陸自動車道 境TN主電気室 発電設備撤去工事費 | 式 | 1 | | 0 | 内訳は別紙2による | | | | | | |
| 北陸自動車道 境TN主電気室 発電設備補機撤去工事費 | 式 | 1 | | 0 | 内訳は別紙2による | | | | | | |
| 北陸自動車道 境TN主電気室 発電機室改修撤去工事費 | 式 | 1 | | 0 | 内訳は別紙2による | | | | | | |
| 北陸自動車道 境TN主電気室 無停電電源設備撤去工事費 | 式 | 1 | | 0 | 内訳は別紙2による | | | | | | |
| 北陸自動車道 境TN主電気室 遠方監視制御設備撤去工事費 | 式 | 1 | | 0 | 内訳は別紙2による | | | | | | |
| 北陸自動車道 境TN主電気室 空調調和機撤去工事費 | 式 | 1 | | 0 | 内訳は別紙2による | | | | | | |
| 北陸自動車道 境TN副電気室 受電設備工事費 | 式 | 1 | | 0 | 内訳は別紙2による | | | | | | |
| 北陸自動車道 境TN副電気室 変電設備工事費 | 式 | 1 | | 0 | 内訳は別紙2による | | | | | | |
| 北陸自動車道 境TN副電気室 配電設備工事費 | 式 | 1 | | 0 | 内訳は別紙2による | | | | | | |
| 北陸自動車道 境TN副電気室 制御設備工事費 | 式 | 1 | | 0 | 内訳は別紙2による | | | | | | |
| 北陸自動車道 境TN副電気室 直流電源設備工事費 | 式 | 1 | | 0 | 内訳は別紙2による | | | | | | |
| 北陸自動車道 境TN副電気室 遠方監視制御設備工事費 | 式 | 1 | | 0 | 内訳は別紙2による | | | | | | |
| 北陸自動車道 境TN副電気室 伝送装置(その他)工事費 | 式 | 1 | | 0 | 内訳は別紙2による | | | | | | |
| 北陸自動車道 境TN副電気室 空調調和機工事費 | 式 | 1 | | 0 | 内訳は別紙2による | | | | | | |
| 北陸自動車道 境TN副電気室 仮設対策工事費 | 式 | 1 | | 0 | 内訳は別紙2による | | | | | | |
| 北陸自動車道 境TN副電気室 受電設備撤去工事費 | 式 | 1 | | 0 | 内訳は別紙2による | | | | | | |
| 北陸自動車道 境TN副電気室 変電設備撤去工事費 | 式 | 1 | | 0 | 内訳は別紙2による | | | | | | |
| 北陸自動車道 境TN副電気室 配電設備撤去工事費 | 式 | 1 | | 0 | 内訳は別紙2による | | | | | | |
| 北陸自動車道 境TN副電気室 制御設備撤去工事費 | 式 | 1 | | 0 | 内訳は別紙2による | | | | | | |
| 北陸自動車道 境TN副電気室 直流電源設備撤去工事費 | 式 | 1 | | 0 | 内訳は別紙2による | | | | | | |
| 北陸自動車道 境TN副電気室 遠方監視制御設備撤去工事費 | 式 | 1 | | 0 | 内訳は別紙2による | | | | | | |
| 北陸自動車道 境TN副電気室 空調調和機撤去工事費 | 式 | 1 | | 0 | 内訳は別紙2による | | | | | | |
| 北陸自動車道 親不知TN主電気室 引込柱工事費 | 式 | 1 | | 0 | 内訳は別紙2による | | | | | | |
| 北陸自動車道 親不知TN主電気室 引込設備工事費 | 式 | 1 | | 0 | 内訳は別紙2による | | | | | | |
| 北陸自動車道 親不知TN主電気室 受電設備工事費 | 式 | 1 | | 0 | 内訳は別紙2による | | | | | | |
| 北陸自動車道 親不知TN主電気室 変電設備工事費 | 式 | 1 | | 0 | 内訳は別紙2による | | | | | | |
| 北陸自動車道 親不知TN主電気室 配電設備工事費 | 式 | 1 | | 0 | 内訳は別紙2による | | | | | | |
| 北陸自動車道 親不知TN主電気室 制御設備工事費 | 式 | 1 | | 0 | 内訳は別紙2による | | | | | | |
| 北陸自動車道 親不知TN主電気室 発電設備工事費 | 式 | 1 | | 0 | 内訳は別紙2による | | | | | | |
| 北陸自動車道 親不知TN主電気室 発電設備補機工事費 | 式 | 1 | | 0 | 内訳は別紙2による | | | | | | |
| 北陸自動車道 親不知TN主電気室 地下燃料槽等設備工事費 | 式 | 1 | | 0 | 内訳は別紙2による | | | | | | |
| 北陸自動車道 親不知TN主電気室 発電機室改修工事費 | 式 | 1 | | 0 | 内訳は別紙2による | | | | | | |
| 北陸自動車道 親不知TN主電気室 無停電電源設備工事費 | 式 | 1 | | 0 | 内訳は別紙2による | | | | | | |
| 北陸自動車道 親不知TN主電気室 遠方監視制御設備工事費 | 式 | 1 | | 0 | 内訳は別紙2による | | | | | | |
| 北陸自動車道 親不知TN主電気室 伝送装置(その他)工事費 | 式 | 1 | | 0 | 内訳は別紙2による | | | | | | |
| 北陸自動車道 親不知TN主電気室 空調調和機工事費 | 式 | 1 | | 0 | 内訳は別紙2による | | | | | | |
| 北陸自動車道 親不知TN主電気室 仮設対策工事費 | 式 | 1 | | 0 | 内訳は別紙2による | | | | | | |
| 北陸自動車道 親不知TN主電気室 交通規制工事費 | 式 | 1 | | 0 | 内訳は別紙2による | | | | | | |
| 北陸自動車道 親不知TN主電気室 引込柱撤去工事費 | 式 | 1 | | 0 | 内訳は別紙2による | | | | | | |
| 北陸自動車道 親不知TN主電気室 引込設備撤去工事費 | 式 | 1 | | 0 | 内訳は別紙2による | | | | | | |
| 北陸自動車道 親不知TN主電気室 受電設備撤去工事費 | 式 | 1 | | 0 | 内訳は別紙2による | | | | | | |
| 北陸自動車道 親不知TN主電気室 変電設備撤去工事費 | 式 | 1 | | 0 | 内訳は別紙2による | | | | | | |

【別紙1 諸経費内訳書】

北陸自動車道 親不知トンネル受配電自家発電設備更新工事 見積確認 諸経費内訳書

| | 見積書 | |
|--------------|------|------|
| | 計上金額 | 積上根拠 |
| 共通仮設費 | | |
| 運搬費 | | |
| 準備費 | | |
| 事業損失防止施設費 | | |
| 安全費 | | |
| 役務費 | | |
| 技術管理費 | | |
| 営繕費 | | |
| 小計 | | |
| | | |
| 現場管理費 | | |
| 労務管理費 | | |
| 安全訓練等に要する費用 | | |
| 租税公課 | | |
| 保険料 | | |
| 従業員等給料手当 | | |
| 退職金 | | |
| 法定福利費 | | |
| 福利厚生費 | | |
| 事務用品費 | | |
| 通信交通費 | | |
| 交際費 | | |
| 補償費 | | |
| 外注経費 | | |
| 工事登録費用 | | |
| 雑費 | | |
| 小計 | | |
| | | |
| 合計 | | |

【別添2 見積項目内訳表】

見積項目内訳表は、様式4の金額のもととなる明細の内訳を参考として示すものである。積算計上にあたり、見積項目内訳表(名称・単位・数量)と特仕仕様書(適用する関連仕様書を含む)及び設計図との間に相違がある場合は、特仕仕様書及び設計図を優先すること。

工事名: 北陸自動車道 観不付トンネル受電用自家発電設備更新工事

| 工費番号 | 工費名称 | 内訳番号 | 内訳名称 | 単位 | 数量 | 原価 | 金額 | 備考 | ①材料費 (機械器具費) | ②労務費 (労務費) | ③機械器具費 (機械器具費) | ④単価算出方法 | ⑤その他 |
|------|-----------------------|-------|--------------------------------|----|------|----|----|----|-----------------|---------------|-------------------|---------|------|
| 7101 | 北陸自動車道 増TN主電線等 引込工事費 | 01015 | 底付引込柱工 | 箇所 | 1 | | | | | | | | |
| 7101 | 北陸自動車道 増TN主電線等 引込工事費 | 02015 | 底付引込柱受電工 | 箇所 | 1 | | | | | | | | |
| 7101 | 北陸自動車道 増TN主電線等 引込工事費 | 01001 | 底付引込柱受電工 | 箇所 | 1 | | | | | | | | |
| 7102 | 北陸自動車道 増TN主電線等 引込工事費 | 02003 | 機器接続工 高低圧系開閉器(LA付) | 台 | 1 | | | | | | | | |
| 7102 | 北陸自動車道 増TN主電線等 引込工事費 | 03004 | 配管工 制御線接続 | 箇所 | 1 | | | | | | | | |
| 7102 | 北陸自動車道 増TN主電線等 引込工事費 | 04004 | 取付工 接柱材 | 箇所 | 1 | | | | | | | | |
| 7102 | 北陸自動車道 増TN主電線等 引込工事費 | 05006 | 配管工 屋外管内 6kV CVT(EE)10DSG(高使用) | m | 7 | | | | | | | | |
| 7102 | 北陸自動車道 増TN主電線等 引込工事費 | 06008 | 配管工 管内管 CVV2SSQ-3C | m | 10 | | | | | | | | |
| 7102 | 北陸自動車道 増TN主電線等 引込工事費 | 07006 | 配管工 屋外管内 IV38SSQ | m | 7 | | | | | | | | |
| 7102 | 北陸自動車道 増TN主電線等 引込工事費 | 08007 | 取付工 端子接続工 6kV CVT100SSQ(屋外制御盤) | 箇所 | 1 | | | | | | | | |
| 7102 | 北陸自動車道 増TN主電線等 引込工事費 | 09007 | 取付工 端子接続工 6kV CVT100SSQ(屋外盤) | 箇所 | 1 | | | | | | | | |
| 7102 | 北陸自動車道 増TN主電線等 引込工事費 | 10008 | 配管工 屋外管出 VB100(2) | m | 3 | | | | | | | | |
| 7102 | 北陸自動車道 増TN主電線等 引込工事費 | 11008 | 配管工 屋外管出 G28(1) | m | 10 | | | | | | | | |
| 7102 | 北陸自動車道 増TN主電線等 引込工事費 | 12008 | 配管工 管内管 VE24(1) | m | 10 | | | | | | | | |
| 7102 | 北陸自動車道 増TN主電線等 引込工事費 | 13008 | 配管工 屋外管出 高規格ろう線管 PV30(1) | m | 1 | | | | | | | | |
| 7102 | 北陸自動車道 増TN主電線等 引込工事費 | 14008 | 配管工 E1A-VB100(2)G28(1)VE28(1) | m | 2 | | | | | | | | |
| 7102 | 北陸自動車道 増TN主電線等 引込工事費 | 15011 | 取付工 E1A-VB100(2)G28(1)VE28(1) | 箇所 | 2 | | | | | | | | |
| 7102 | 北陸自動車道 増TN主電線等 引込工事費 | 16008 | 取付工 ケーブル敷 | 箇所 | 2 | | | | | | | | |
| 7103 | 北陸自動車道 増TN主電線等 受電設備工事 | 01001 | 機器製作費 受電設備 | 式 | 1 | | | | | | | | |
| 7103 | 北陸自動車道 増TN主電線等 受電設備工事 | 02001 | 機器製作費 受電設備 保守用品 | 式 | 1 | | | | | | | | |
| 7103 | 北陸自動車道 増TN主電線等 受電設備工事 | 04003 | 機器製作工 受電盤 | 箇所 | 1 | | | | | | | | |
| 7103 | 北陸自動車道 増TN主電線等 受電設備工事 | 05005 | 機器製作工 受電設備 | 式 | 1 | | | | | | | | |
| 7104 | 北陸自動車道 増TN主電線等 受電設備工事 | 01001 | 機器製作費 絶縁装置一次盤 | 箇所 | 1 | | | | | | | | |
| 7104 | 北陸自動車道 増TN主電線等 受電設備工事 | 02001 | 機器製作工 絶縁装置一次盤 突設・絶縁装置一次盤 | 箇所 | 1 | | | | | | | | |
| 7104 | 北陸自動車道 増TN主電線等 受電設備工事 | 03001 | 機器製作費 絶縁装置二次盤(300kVA)(要圧巻再使用) | 箇所 | 1 | | | | | | | | |
| 7104 | 北陸自動車道 増TN主電線等 受電設備工事 | 04001 | 機器製作工 絶縁装置二次盤(300kVA) | 箇所 | 1 | | | | | | | | |
| 7104 | 北陸自動車道 増TN主電線等 受電設備工事 | 05001 | 機器製作工 高圧装置二次盤(300kVA) | 箇所 | 1 | | | | | | | | |
| 7104 | 北陸自動車道 増TN主電線等 受電設備工事 | 06001 | 機器製作費 高圧装置二次盤(19kVA) | 箇所 | 1 | | | | | | | | |
| 7104 | 北陸自動車道 増TN主電線等 受電設備工事 | 07003 | 機器製作工 絶縁装置一次盤 | 箇所 | 1 | | | | | | | | |
| 7104 | 北陸自動車道 増TN主電線等 受電設備工事 | 08003 | 機器製作工 高圧装置二次盤一次盤 | 箇所 | 1 | | | | | | | | |
| 7104 | 北陸自動車道 増TN主電線等 受電設備工事 | 09003 | 機器製作工 高圧装置二次盤(300kVA)(要圧巻再使用) | 箇所 | 1 | | | | | | | | |
| 7104 | 北陸自動車道 増TN主電線等 受電設備工事 | 10003 | 機器製作工 高圧装置二次盤(300kVA) | 箇所 | 1 | | | | | | | | |
| 7104 | 北陸自動車道 増TN主電線等 受電設備工事 | 11003 | 機器製作工 高圧装置二次盤(300kVA) | 箇所 | 1 | | | | | | | | |
| 7104 | 北陸自動車道 増TN主電線等 受電設備工事 | 12003 | 機器製作工 高圧装置二次盤(300kVA) | 箇所 | 1 | | | | | | | | |
| 7105 | 北陸自動車道 増TN主電線等 配電設備工事 | 01001 | 機器製作費 GPT型A系統配電盤 | 箇所 | 1 | | | | | | | | |
| 7105 | 北陸自動車道 増TN主電線等 配電設備工事 | 02001 | 機器製作費 B系統配電盤 | 箇所 | 1 | | | | | | | | |
| 7105 | 北陸自動車道 増TN主電線等 配電設備工事 | 03001 | 機器製作費 集中切替機400V | 箇所 | 1 | | | | | | | | |
| 7105 | 北陸自動車道 増TN主電線等 配電設備工事 | 04001 | 機器製作工 集中切替機200V/100V | 箇所 | 1 | | | | | | | | |
| 7105 | 北陸自動車道 増TN主電線等 配電設備工事 | 05001 | 機器製作費 接地線工事 | 箇所 | 1 | | | | | | | | |
| 7105 | 北陸自動車道 増TN主電線等 配電設備工事 | 06003 | 機器製作工 GPT型A系統配電盤 | 箇所 | 1 | | | | | | | | |
| 7105 | 北陸自動車道 増TN主電線等 配電設備工事 | 07003 | 機器製作工 B系統配電盤 | 箇所 | 1 | | | | | | | | |
| 7105 | 北陸自動車道 増TN主電線等 配電設備工事 | 08003 | 機器製作工 集中切替機400V | 箇所 | 1 | | | | | | | | |
| 7105 | 北陸自動車道 増TN主電線等 配電設備工事 | 09003 | 機器製作工 集中切替機200V/100V | 箇所 | 1 | | | | | | | | |
| 7105 | 北陸自動車道 増TN主電線等 配電設備工事 | 10003 | 機器製作工 接地線工事 | 箇所 | 1 | | | | | | | | |
| 7105 | 北陸自動車道 増TN主電線等 配電設備工事 | 11008 | 配管工 屋外配線 6kV CVT38SSQ | m | 9 | | | | | | | | |
| 7105 | 北陸自動車道 増TN主電線等 配電設備工事 | 12008 | 配管工 屋外配線 6kV CVT23SSQ | m | 9 | | | | | | | | |
| 7105 | 北陸自動車道 増TN主電線等 配電設備工事 | 13006 | 配管工 屋外配線 CVT150SSQ | m | 10 | | | | | | | | |
| 7105 | 北陸自動車道 増TN主電線等 配電設備工事 | 14006 | 配管工 屋外配線 CVT105SSQ | m | 21 | | | | | | | | |
| 7105 | 北陸自動車道 増TN主電線等 配電設備工事 | 15006 | 配管工 屋外配線 CV3-SSQ-4C | m | 21 | | | | | | | | |
| 7105 | 北陸自動車道 増TN主電線等 配電設備工事 | 16006 | 配管工 屋外配線 CV2SSQ-3C | m | 61 | | | | | | | | |
| 7105 | 北陸自動車道 増TN主電線等 配電設備工事 | 17006 | 配管工 屋外配線 CV14SSQ-3C | m | 23 | | | | | | | | |
| 7105 | 北陸自動車道 増TN主電線等 配電設備工事 | 18006 | 配管工 屋外配線 CV18SSQ-3C | m | 10 | | | | | | | | |
| 7105 | 北陸自動車道 増TN主電線等 配電設備工事 | 19006 | 配管工 屋外配線 CV5-SSQ-3C | m | 21 | | | | | | | | |
| 7105 | 北陸自動車道 増TN主電線等 配電設備工事 | 20006 | 配管工 屋外配線 CV3-SSQ-3C | m | 235 | | | | | | | | |
| 7105 | 北陸自動車道 増TN主電線等 配電設備工事 | 21006 | 配管工 屋外配線 CV3-SSQ-2C | m | 89 | | | | | | | | |
| 7105 | 北陸自動車道 増TN主電線等 配電設備工事 | 22006 | 配管工 屋外配線 IV30SSQ | m | 31 | | | | | | | | |
| 7105 | 北陸自動車道 増TN主電線等 配電設備工事 | 23006 | 配管工 屋外配線 IV38SSQ | m | 27 | | | | | | | | |
| 7105 | 北陸自動車道 増TN主電線等 配電設備工事 | 24006 | 配管工 屋外配線 IV22SSQ | m | 40 | | | | | | | | |
| 7105 | 北陸自動車道 増TN主電線等 配電設備工事 | 25006 | 配管工 屋外配線 IV14SSQ | m | 12 | | | | | | | | |
| 7105 | 北陸自動車道 増TN主電線等 配電設備工事 | 26006 | 配管工 屋外配線 IV5-SSQ | m | 83 | | | | | | | | |
| 7105 | 北陸自動車道 増TN主電線等 配電設備工事 | 27006 | 配管工 屋外配線 IV3-SSQ | m | 47 | | | | | | | | |
| 7105 | 北陸自動車道 増TN主電線等 配電設備工事 | 28006 | 配管工 屋外管出 6kV CVT38SSQ | m | 330 | | | | | | | | |
| 7105 | 北陸自動車道 増TN主電線等 配電設備工事 | 29006 | 配管工 トンネル内多孔管内 6kV CVT(EE)38SSQ | m | 2219 | | | | | | | | |
| 7105 | 北陸自動車道 増TN主電線等 配電設備工事 | 30007 | 直接接続工 6kV CVT38SSQ | m | 8 | | | | | | | | |
| 7105 | 北陸自動車道 増TN主電線等 配電設備工事 | 31000 | ヒツチ敷付工 W300×L750 | 箇所 | 2 | | | | | | | | |
| 7105 | 北陸自動車道 増TN主電線等 配電設備工事 | 32000 | ヒツチ敷付工 W450×L855 | 箇所 | 1 | | | | | | | | |
| 7105 | 北陸自動車道 増TN主電線等 配電設備工事 | 33017 | ヒツチ W400×L350 | 箇所 | 2 | | | | | | | | |
| 7105 | 北陸自動車道 増TN主電線等 配電設備工事 | 34000 | ヒツチ W450×L855 | 箇所 | 1 | | | | | | | | |
| 7106 | 北陸自動車道 増TN主電線等 制御設備工事 | 01001 | 機器製作費 制御盤整備 | 箇所 | 1 | | | | | | | | |
| 7106 | 北陸自動車道 増TN主電線等 制御設備工事 | 02001 | 機器製作費 絶縁C/C盤 | 箇所 | 1 | | | | | | | | |
| 7106 | 北陸自動車道 増TN主電線等 制御設備工事 | 03001 | 機器製作工 制御盤工 | 箇所 | 1 | | | | | | | | |
| 7106 | 北陸自動車道 増TN主電線等 制御設備工事 | 04003 | 機器製作工 制御盤整備 | 箇所 | 1 | | | | | | | | |
| 7106 | 北陸自動車道 増TN主電線等 制御設備工事 | 05003 | 機器製作工 絶縁C/C盤 | 箇所 | 1 | | | | | | | | |
| 7106 | 北陸自動車道 増TN主電線等 制御設備工事 | 06003 | 機器製作工 制御盤工 | 箇所 | 1 | | | | | | | | |
| 7106 | 北陸自動車道 増TN主電線等 制御設備工事 | 07003 | 機器製作工 制御盤工 | 箇所 | 3 | | | | | | | | |
| 7106 | 北陸自動車道 増TN主電線等 制御設備工事 | 08003 | 機器製作工 制御盤工 | 箇所 | 1 | | | | | | | | |
| 7106 | 北陸自動車道 増TN主電線等 制御設備工事 | 09006 | 配管工 屋外配線 CVV2SSQ-30C | m | 15 | | | | | | | | |
| 7106 | 北陸自動車道 増TN主電線等 制御設備工事 | 10006 | 配管工 屋外配線 CV2SSQ-20C | m | 7 | | | | | | | | |
| 7106 | 北陸自動車道 増TN主電線等 制御設備工事 | 11006 | 配管工 屋外配線 CV2SSQ-15C | m | 42 | | | | | | | | |
| 7106 | 北陸自動車道 増TN主電線等 制御設備工事 | 12006 | 配管工 屋外配線 CV2SSQ-10C | m | 25 | | | | | | | | |
| 7106 | 北陸自動車道 増TN主電線等 制御設備工事 | 13006 | 配管工 屋外配線 CV2SSQ-10C | m | 20 | | | | | | | | |
| 7106 | 北陸自動車道 増TN主電線等 制御設備工事 | 14006 | 配管工 屋外配線 CV2SSQ-4C | m | 42 | | | | | | | | |
| 7106 | 北陸自動車道 増TN主電線等 制御設備工事 | 15006 | 配管工 屋外配線 CV2SSQ-3C | m | 28 | | | | | | | | |
| 7106 | 北陸自動車道 増TN主電線等 制御設備工事 | 16006 | 配管工 屋外配線 CV2SSQ-3C | m | 23 | | | | | | | | |
| 7106 | 北陸自動車道 増TN主電線等 制御設備工事 | 17006 | 配管工 屋外配線 CV2SSQ-3C | m | 23 | | | | | | | | |
| 7106 | 北陸自動車道 増TN主電線等 制御設備工事 | 18006 | 配管工 屋外配線 SWP0-5-40C | m | 48 | | | | | | | | |
| 7106 | 北陸自動車道 増TN主電線等 制御設備工事 | 19006 | 配管工 屋外配線 SWP0-5-20C | m | 21 | | | | | | | | |
| 7106 | 北陸自動車道 増TN主電線等 制御設備工事 | 20006 | 配管工 屋外配線 SWP0-5-6C | m | 28 | | | | | | | | |
| 7106 | 北陸自動車道 増TN主電線等 制御設備工事 | 21006 | 配管工 屋外配線 48SM-SZ-PE | m | 19 | | | | | | | | |
| 7106 | 北陸自動車道 増TN主電線等 制御設備工事 | 22006 | 配管工 屋外配線 48SM-SZ-PE | m | 27 | | | | | | | | |
| 7106 | 北陸自動車道 増TN主電線等 制御設備工事 | 23006 | 配管工 屋外管内 CVV2SSQ-12C | m | 3 | | | | | | | | |
| 7106 | 北陸自動車道 増TN主電線等 制御設備工事 | 24006 | 配管工 屋外管内 CV2SSQ-3C | m | 3 | | | | | | | | |
| 7106 | 北陸自動車道 増TN主電線等 制御設備工事 | 25006 | 配管工 屋外管内 CV2SSQ-3C | m | 3 | | | | | | | | |
| 7106 | 北陸自動車道 増TN主電線等 制御設備工事 | 26006 | 配管工 屋外管内 SWP0-5-6C | m | 3 | | | | | | | | |
| 7106 | 北陸自動車道 増TN主電線等 制御設備工事 | 27006 | 配管工 屋外管内 CV2SSQ-30C | m | 18 | | | | | | | | |
| 7106 | 北陸自動車道 増TN主電線等 制御設備工事 | 28006 | 配管工 屋外管内 CV2SSQ-20C | m | 9 | | | | | | | | |
| 7106 | 北陸自動車道 増TN主電線等 制御設備工事 | 29006 | 配管工 屋外管内 CV2SSQ-15C | m | 3 | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |

質問書様式

| | | |
|------|---|--------|
| 契約件名 | 北陸自動車道 親不知トンネル受配電自家発電設備更新工事 | に係る問合せ |
| 質問期限 | 令和 3 年 11 月 10 日 水曜日 16 時 00 分まで | |
| 注意事項 | <p>黄色着色個所のみに必要な事項を記載のうえ、質問受付期限までに契約担当部署に下記①又は②のいずれかの方法により提出すること。</p> <p>① 書留郵便等の場合は、本ファイルデータを出力した書面を提出すること。なお、質問数が5問以上の場合は本ファイルデータを記録した CD-R 等も併せて提出すること。</p> <p>② 電子メールの場合は、本ファイルデータをメールに添付のうえ提出すること。(受信メールアドレス: ki-r-niigata@e-nexco.co.jp)</p> | |

| | | | | |
|--------------------|---------|-------|--|----|
| 提出日 | | 質問回数 | | 回目 |
| 住所 | | | | |
| 事業者名 | | | | |
| 担当者名 | | 部署 | | |
| 電話番号及び F A X 番号 | (電 話) | 電子メール | | |
| | (F A X) | | | |

| 質問 番号 | 資料の種類 | ページ | 章の 番号等 | 質 問 事 項 | 質問の趣旨 |
|----------|-------|-----|-----------|---------|-------|
| 1 | | | | | |
| 2 | | | | | |
| 3 | | | | | |
| 4 | | | | | |
| 5 | | | | | |

※項目が不足した場合は質問行を適宜追加すること。

契約手続き日程

| | | |
|--------|--|--|
| 契約件名 | | 北陸自動車道 親不知トンネル受配電自家発電設備更新工事 |
| 契約責任者 | 役職名 | 新潟支社長 |
| | 氏名 | 水口 和之 |
| 契約担当部署 | 郵便番号 | 〒950-0917 |
| | 住所 | 新潟県新潟市中央区天神1-1 |
| | 部署名 | NEXCO東日本 新潟支社 技術部 調達契約課 |
| | 電話番号 | 025-241-5116 |
| | Mail | ki-r-niigata@e-nexco.co.jp |
| 開札場所 | | NEXCO東日本 新潟支社 会議室 |
| 入札公告日 | | 令和3年8月5日 (木) |
| ① | 審査基準日 (入札公告3-1. 関係) | 令和3年9月6日 (月) |
| ② | 契約図書の配布期間 (入札公告1-13. 関係) | 令和3年8月5日 (木) から 令和3年9月6日 (月) まで 上記期間を過ぎた場合、ダウンロードできない図書があるので注意すること。 |
| ③ | 本件競争入札に関する 質問受付期間 (入札公告7-2. 関係) | 令和3年8月5日 (木) から 令和3年11月10日 (水) 16時00分まで 質問書面(質問書様式)を書留郵便等 ^(注) 又は電子メールにより行政機関の休日を除く 毎日16:00までに提出すること。 |
| ④ | 質問に対する回答期間 (入札公告7-2. 関係) | 質問書受領日の翌日から原則として5日以内(休日除く。) |
| ⑤ | 競争参加資格確認申請書 の提出期間 (入札公告3-3. 関係) | 令和3年8月5日 (木) から 令和3年9月6日 (月) 16時00分まで 電子入札システムにより提出すること。 ※提出書類が添付可能な総容量を超える場合は、入札者に対する指示書[9][2] (6)に示すとおり提出書類を書留郵便等 ^(注) 又は電子メールにより提出すること。 |
| ⑥ | 競争参加資格確認結果通知日 (入札公告3-4. 関係) | 令和3年9月29日 (水) を予定 |
| ⑦ | 競争参加資格がないと認めた理 由の説明請求期限日 (入札公告3-4. 関係) | 競争参加資格確認結果の通知日の翌日から7日以内(休日除く。) |
| ⑧ | 参考見積書の提出期限 (入札公告5. 関係) | 令和3年9月6日 (月) 16時00分 書留郵便等 ^(注) により提出すること。 |
| ⑨ | 参考見積書に関する 問い合わせ期間 (入札公告5. 関係) | 令和3年9月30日 (木) から 令和3年10月18日 (月) までを予定 |

契約手続き日程

| | |
|---------------------------------|--|
| 契約件名 | 北陸自動車道 親不知トンネル受配電自家発電設備更新工事 |
| ⑩ 訂正参考見積書提出期限 (入札公告5. 関係) | <p style="text-align: center;">令和3年10月25日 (月) 16時00分</p> <p>書留郵便等^(注)により提出すること。</p> |
| ⑪ 入札書の提出期限 (入札公告6-2. 関係) | <p style="text-align: center;">令和3年11月18日 (木) 16時00分</p> <p>電子入札システムにより提出すること。(※電子メール不可)</p> <p>入札者に対する指示書【電子入札】 [12] から [17] を確認のうえ、次の提出書類を添付し提出すること。</p> <p>提出書類：単価表(Microsoft Excel形式)、総合評定値通知書(写し:PDF形式)</p> <p>※提出書類が添付可能な総容量を超える場合は、入札者に対する指示書 [16] [2] 及び [17] [2] に示すとおり提出書類を書留郵便等^(注)により提出すること。 ※入札保証を必要とする場合、入札ポンド(原本)を別途、書留郵便等^(注)により提出すること。</p> |
| ⑫ 開札日時 (入札公告6-2. 関係) | 令和3年11月19日 (金) 13時30分 |

(注)

「**書留郵便等**」とは、郵便又は信書便(民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第2項)のうち、受領署名又は押印を必要とする方法を指します。

(例) 一般書留郵便、簡易書留郵便、レターパックプラス[赤]、受領署名又は押印を必要とするバイク便など。

※普通郵便、レターパック[青]、ゆうパック、宅配便など、上記によらない方法の場合は受け付けません。

※令和3年4月1日付けで入札者に対する指示書の見直しを行っております。当社ホームページにて内容をご確認のうえ、手続きをお願いします。